

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員長 喜 多 正 敏

- 1 日時
平成 24 年 3 月 1 日（木曜日）
午前 10 時 2 分開会、午後 3 時 45 分散会
（休憩 12 : 04～13 : 02、14 : 52～15 : 07）
- 2 場所
第 5 委員会室
- 3 出席委員
喜多正敏委員長、後藤完副委員長、及川幸子委員、関根敏伸委員、岩淵誠委員、
樋下正信委員、神崎浩之委員、飯澤匡委員、木村幸弘委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
千葉担当書記、工藤担当書記、千田併任書記、細川併任書記、三田地併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 環境生活部
工藤環境生活部長、伊藤環境生活部副部長兼環境生活企画室長、
谷藤環境担当技監兼産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、
伊勢環境生活企画室企画課長、平井環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長、
玉懸環境保全課総括課長、吉田資源循環推進課総括課長、
松本資源循環推進課災害廃棄物対策課長、八重樫自然保護課総括課長、
千葉青少年・男女共同参画課総括課長、佐藤県民くらしの安全課総括課長、
白岩県民くらしの安全課食の安全安心課長、
佐々木県民くらしの安全課県民生活安全課長、
久喜県民くらしの安全課消費生活課長、
田中産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室調査追及課長、
中村産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室再生・整備課長
 - (2) 保健福祉部
小田島保健福祉部長、根子保健福祉部副部長兼保健福祉企画室長、
六本木医務担当技監、川上医師支援推進室長、高橋保健福祉企画室企画課長、
野原医療推進課総括課長、藤原健康国保課総括課長、小田原地域福祉課総括課長、
岡村長寿社会課総括課長、朽木障がい保健福祉課総括課長、

奥寺児童家庭課総括課長、今野医師支援推進室医師支援推進監

(3) 医療局

遠藤医療局長、佐々木医療局次長、大槻経営管理課総括課長、
佐川参事兼職員課総括課長、及川医事企画課総括課長、村田業務支援課総括課長、
松川業務支援課薬事指導監、村山業務支援課看護指導監、川上医師支援推進室長、
千葉医師支援推進室医師支援推進監

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 環境生活部関係審査

(議案)

- ア 議案第65号 平成23年度岩手県一般会計補正予算(第10号)
- イ 議案第85号 地球温暖化対策等推進基金条例の一部を改正する条例
- ウ 議案第88号 再生可能エネルギー設備導入等推進基金条例
- エ 議案第89号 災害廃棄物処理基金条例

(2) 保健福祉部関係審査

(議案)

- ア 議案第65号 平成23年度岩手県一般会計補正予算(第10号)
- イ 議案第66号 平成23年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第2号)
- ウ 議案第86号 地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- エ 議案第87号 子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時特例基金条例の一部を改正する
条例
- オ 議案第90号 介護サービス施設等整備臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- カ 議案第91号 障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- キ 議案第92号 自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
- ク 議案第93号 妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- ケ 議案第99号 やさわの園改築(建築)工事の請負契約の締結に関し議決を求める
ことについて
- コ 議案第104号 岩手県立療育センターの指定管理者を指定することに関し議決を
求めることについて

(3) 医療局関係審査

(議案)

議案第77号 平成23年度岩手県立病院等事業会計補正予算(第1号)

9 議事の内容

○喜多正敏委員長 ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議

を行います。

なお、本日は医療局より花泉診療所に係る対応等について発言を求められております。当該報告につきましては、保健福祉部のこの際の発言が終わった後に、執行部職員の入れかえを行い、保健福祉部及び医療局の関係職員を入室させ、発言を許したいと思っておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、環境生活部関係の議案の審査を行います。議案第 65 号平成 23 年度岩手県一般会計補正予算（第 10 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 3 款民生費、第 4 款衛生費のうちそれぞれ環境生活部関係及び第 11 款災害復旧費、第 4 項庁舎等施設災害復旧費、第 1 目庁舎等災害復旧費のうち環境生活部関係並びに第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 4 款衛生費のうち環境生活部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤副部長兼環境生活企画室長 それでは、環境生活部の補正予算について主なものを御説明申し上げます。

議案（その 3）の 6 ページをお開き願います。議案第 65 号平成 23 年度岩手県一般会計補正予算（第 10 号）のうち環境生活部の補正予算額は 3 款民生費のうち 2 項県民生活費の 1 億 2,578 万円の減額補正、7 ページにまいりまして、4 款衛生費のうち 2 項環境衛生費の 104 億 6,701 万 4,000 円の増額補正、9 ページにまいりまして、11 款災害復旧費のうち 4 項庁舎等施設災害復旧費 17 万 9,000 円の増額補正、13 款諸支出金のうち 3 項公営企業負担金の 6,887 万円の増額補正、あわせて 104 億 1,028 万 3,000 円の増額補正であり、当部関係の補正後の歳出予算額は 640 億 1,726 万 2,000 円となるものであります。補正予算の内容につきましては、議案その 3 の附属資料であります予算に関する説明書により御説明申し上げます。

お手元の予算に関する説明書の 107 ページをお開き願います。3 款民生費、2 項県民生活費、1 目県民生活総務費の 1 億 1,893 万円余の減額の主な内容は、右側説明欄 7 行目に記載している消費者行政活性化推進事業費で、東日本大震災津波の発災により市町村消費者行政活性化事業費補助の交付額が見込みを下回ったこと等によるものであります。

108 ページをお開き願います。2 目交通安全対策費の 263 万円余の減額の主なものは、右側説明欄に記載している交通安全指導費で東日本大震災津波の発災により、普及啓発事業の一部を休止したことにより減額するものであります。

3 目青少年女性対策費の 420 万円余の減額の主なものは、右側説明欄 7 行目に記載しているいわて若者自立サポート事業費で、東日本大震災津波の発災により、事業を 2 カ月おくれて開始したこと等により減額するものであります。

ページが少し飛びまして、120 ページをお開き願います。4 款衛生費、2 項環境衛生費、1 目環境衛生総務費の 139 億 7,720 万円余の増額の主なものは、右側説明欄下から 3 行目に記載している再生可能エネルギー設備導入等推進基金積立金で災害に強い自立分散型エネルギーシステムの構築を推進するため、平成 24 年度から実施する防災拠点等再生可能エ

エネルギー導入事業費の財源に充てるため、国の地域環境保全対策費補助金を活用し、基金の積み立てを行おうとするものであります。

121 ページにまいりまして、2 目食品衛生指導費の 411 万円余の増額の主なものは、右側説明欄 5 行目に記載している食鳥肉安全確保対策費で東日本大震災津波の発災に伴う食鳥処理検査手数料の減免を行うに当たり、社団法人岩手県獣医師会の収入を補てんする経費について食鳥処理羽数が見込みより増加したことから補正するものであります。

3 目環境衛生指導費の 34 億 2,138 万円余の減額の主なものは、122 ページにまいりまして、右側説明欄 7 行目の県境不法投棄現場環境再生事業費で廃棄物の受け入れ先が東日本大震災津波で被災したことにより廃棄物の処理量が予定量を下回ったこと等により減額するものであります。また、災害廃棄物緊急処理支援事業費は、災害廃棄物処理に係る受け入れ確保が進まなかったこと等により所要額が見込みを下回ったことから減額するものであります。

その下、災害廃棄物処理促進事業費補助は、今回設置を予定しております災害廃棄物処理基金を活用し、東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の処理を実施する市町村に対し、補助を行おうとするものであります。

その下、災害廃棄物処理基金積立金は、災害廃棄物の処理を促進するための経費に充てるため、国の災害廃棄物処理促進費補助金を活用し、基金の積み立てを行おうとするものであります。

4 目環境保全費の 3,603 万円余の減額の主なものは、右側説明欄 8 行目環境放射能水準調査費で、モニタリングポスト等測定機器の整備を行うものであります。所要見込額の確定に伴い減額するものであります。

下のほうにまいりまして、亜炭鉱害復旧事業費は亜炭鉱害復旧基金造成費補助の所要額が当初の見込みを上回ったことから増額するものであります。

123 ページにまいりまして、5 目自然保護費 3,890 万円余の減額の主なものは、右側説明欄一番下の自然公園施設整備事業費で東日本大震災津波の発災により、八幡平山頂展望台の改築等を延期したことに伴い減額するものであります。

6 目鳥獣保護費 1,797 万円余の減額の主なものは、右側説明欄 3 行目、希少野生動植物保護対策事業費で、東日本大震災津波の発災により、いわてレッドデータブックの改訂を延期したことに伴い減額するものであります。

ページを飛びまして、218 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、4 項庁舎等施設災害復旧費、1 目庁舎等災害復旧費、右側説明欄環境生活部食肉衛生検査所災害復旧事業費の 17 万 9,000 円ではありますが、東日本大震災津波により浄化槽が破損したことから、その復旧を行おうとするものであり、所要額が確定したことから補正しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その 3）にお戻りいただきまして、11 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費補正のうち当部関係は、13 ページにま

いりまして、4款衛生費、2項環境衛生費の136億9,824万4,000円であります。7事業ございまして、産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助は、事業者が産業廃棄物等のリサイクルに関する技術開発に取り組む場合に補助を行おうとするものであります。地球温暖化対策等推進事業費は、地球温暖化対策等推進基金を活用し、公共施設等への省エネ機器等の導入を行おうとする市町村に対する補助を行おうとするものであります。県境不法投棄現場環境再生事業は汚染土壌の浄化を行い、県境不法投棄現場の原状回復を行おうとするものであります。狂犬病予防は、一関保健所の狂犬病予防者の更新を行おうとするものであります。災害廃棄物緊急処理支援事業は、沿岸12市町村から受託した災害廃棄物の撤去及び処理を行おうとするものであります。災害廃棄物処理促進事業費補助は、災害廃棄物処理基金を活用し、災害廃棄物の処理を実施する市町村に対し補助を行おうとするものであります。環境保全は、PM2.5などの微小粒子状物質などの大気汚染物質を常時監視するために必要な機器等を整備するものであります。

次に、ページを飛びまして23ページをお開き願います。11款災害復旧費、4項庁舎等施設災害復旧費のうち食肉衛生検査所災害復旧事業費の476万3,000円は東日本大震災津波により被災した食肉衛生検査所の浄化槽の修繕を行おうとするものであります。

先ほどの環境衛生費とあわせまして、当部関係の繰越明許費の総額は137億7,000万円となるものであります。

以上で環境生活部関係の補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に対して質疑はありませんか。

○岩淵誠委員 それでは、何点かお尋ねをしたいと思います。

まず再生可能エネルギー、これは条例のほうで聞いたほうがいいのか迷うところですが、予算のほうでお伺いしたいと思います。これは基金を造成して平成24年度から平成27年度までということで事業展開すると、いわゆる取り崩し型のことと理解しております。主な事業とすれば4つあるということですが、今市町村のほうはかなり基金事業に対して期待が大きくて、特にも公的な部分については10分の10の補助ということで、大分市町村は県に対して、もう既にこういうのをやりたいと上がっていると。一方で、民間施設再生可能エネルギー等導入促進事業というような部分になりますと、非常に周知徹底がおこなわれているのですけれども、例えばこういったところが実際に民間の中で支援を受けられることになるのかとか、そういったところが一体どこで決まるのかということが見えないという声がいっぱいあるわけでありましてけれども、まず具体のことになりますが、民間のエネルギーをこの基金をつくってやるといった場合に、どれが適用になりますよ、なりませんよという判断は——これは一つのガイドラインも示されていますけれども——最終的には市町村のところで決めるべきものなのか、県のところで決めるべきものなのか、こういったところになっているのか。

それから、特定被災地方公共団体の扱いがどうなっているのか。そこですと2分の1の

補助になりますし、その他ですと3分の1又は利子補給ということになりますが、この線引きはどのように具体になっているのかお示しをいただきたいと思います。

○平井温暖化・エネルギー対策課長 民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業でございますけれども、民間施設のほうにつきましては、まず要件として防災拠点機能を有していることということがございます。その機能につきましては、市町村の地域防災計画上の位置づけということで、全市町村に対して地域防災計画で位置づけられている民間施設、それを紹介いたしまして、それらの施設に対してこの事業を紹介し、希望があるかを照会しております。そして、あわせて医療関係は医師会のほうにも参りまして、こういう事業がございましてということで、ぜひ介護の診療施設、医療機関等に周知してくださいということをお願いしていますし、あとは宿泊関係につきましても組合のほうにお話をしまして、こういった照会をしていますということでお話しております。そういうことで、おおむね対象となる施設には事業関係は周知できたのかなと思っています。

あとこれからですが、今要望は取りまとめております。市町村の意向を配慮しながら、そこはこれからなのですけれども、どのような形で補助を行っていくかは検討させていただきたいと思っていました。

あとは特定被災市町村、21市町村内の整備ですけれども、補助率は2分の1、それ以外は3分の1ということで異なるのですけれども、それを当然御案内の上でご照会しておりますので、そこは御了解の上で要望は上がってくると考えております。あわせて電力設備につきましては、低利融資制度も用意いたしますので、そういった組み合わせでの設置をお願いしたいと思っております。

○岩渕誠委員 140億円の第1次配分、将来的にこれは積み増しになるかどうかわかりませんが、それである程度防災拠点になり得るところで、とりあえずのところ電力を賄うと、こういうことなのですが、やはり広く拠点をつくと、140億円をとりあえず有効に回していくということが必要だと思っておりますが、今公共施設、それから民間もあわせて、県としてはどの程度の整備箇所を見込んでおられるのか、あとは定額ということになっていきますけれども、ある程度巨額なところということになりますと、これはやっぱりちょっと問題があるかと思うのですが、一つのガイドラインみたいなものがあるのでしょうか、その二つをお示しいただければと。

○平井温暖化・エネルギー対策課長 ただいまの整備箇所数、規模ということですが、整備箇所につきましては、現在市町村からの整備要望、これはかなり件数も額もございます。民間施設からの要望、そして県施設の計画ということは今取りまとめておまして、全体の予算規模、そして各年度の事業計画、被災状況等を踏まえて、これから件数等は予算規模にあわせて精査していきたいと思っております。

あと設置する設備の規模、施設の規模ですが、これは特に制限はございませんけれども、基本的な考え方は地域全体の防災力の向上という観点がありますので、ある施設にだけすごく大きい設備を入れるということよりは、地域全体のことを考えていただきたいという

ものもありますし、国から示されていますのは防災拠点機能を維持するのに必要な設備ということで、全く関係ない機能まで全体をカバーするような設備は遠慮していただきたいという話は受けております。

○**岩渕誠委員** 今集まってきたのをまとめて、それを見て年度ごとに振り分けて、最終的に整備しますというお話なのですが、予算額というのが大体ありますからね、配分はされてきたけれども、どうしようかということではなくて、ある程度どこまで防災拠点として整備しなければならないかということと予算は一体の話ですから、今のお話というのはちょっと私は納得できないです。上がってきたらこれぐらいあるけれども、どうしようかという話と、本来大体この予算でどれぐらいのところまでできるから頑張っってこれぐらいのところまで、例えば民間の部分も広げるとか、そういった部分も含めてトータル、あくまで防災拠点ということですから、そのあたりの腰だめの数字とは言いませんが、ある程度のところをつかんでないと、これはいかんのだと私は思うのですが、改めて、例えばそういうのは言えないということであれば、今どれぐらいの数字が積み上がっているのかということだけでも示していただきたいのですが。

○**平井温暖化・エネルギー対策課長** 施設の選定に当たっては、いろいろこちらでも考えているのですが、庁舎とか、そういった災害時の指揮系統を司る施設はほとんどが自家発電設備を入れると、警察署等もですね。そうすると再生可能エネルギー設備を導入する効果は多少下がるものですから、基本的には住民の生命あるいは救助、そういったのを担当するような施設とか、あとは避難施設、そういったのが基本的には中心となる施設だと思っておりますし、実際市町村からも、あるいは民間施設もそういった要望が出ております。

あと現在の状況ですけれども、1,000件まではいっておりません。予算規模は、基金は140億円ですが、倍ぐらいが今の要望の状況になります。

○**岩渕誠委員** わかりました。いずれ、これは防災の観点から上手に活用していただきたいと思う一方で、環境生活部的な発想からいうと結局この140億円を使って売電はしないということは基本でありますけれども、日常のものを回していくということになりますけれども、そうしますと県の計画で再生可能エネルギーのパーセンテージを上げていくのだと、こういうことが一大目標になっておりますが、この基金を使って整備をされると大体県の中でどの程度の部分が再生可能エネルギーの発電量あるいは供給量という言い方になるかわかりませんが、そういうところになるのか、試算というものはできているのでしょうか。

○**平井温暖化・エネルギー対策課長** この防災拠点の導入による効果ということですが、今議会に提案しております地球温暖化対策実行計画、平成32年度に110万キロワット、出力ベースでという計画です。現在が52万キロワット欠ける程度ですが、この事業では電力設備のほかに例えば木質バイオマスボイラーとか、地中熱とか、さまざまな意味すべての再生可能エネルギー設備が対象になります。そういうことで、電力設備

もその中の一部ということになります。それで、粗々に要望等を踏まえて、本当に事務的に算定しますと大体1万キロワットぐらいと。要望等を踏まえれば。ただ、これから精査していきますので、また改めて効果は算定することになります。

○**岩淵誠委員** ありがとうございます。いずれ農林水産部の木質バイオマス等のエネルギー開発含めてぜひこれは成功していただきたいですし、その予算に見合う効果というのがどれぐらいあって、そのことによって防災というのはこれぐらい広がりますよということなのです。やはり目に見える形での説明というものをやっていただきたい。というのは、やはり防災拠点はいざというときにみんな使うものですから、それはやっぱり県民によく周知をするということをお願いしたいと思います。

次に、亜炭鉱害の復旧基金造成の関係でお尋ねしたいと思います。亜炭の被害は大変多かったわけでありますが、これは西和賀、江刺、そして私の地元の花泉、これはいつも亜炭鉱害の大きいところだ、こういうことだと思うのですが、今回の災害によって、現状この基金が枯渇をしたという事態があったと思いますけれども、今までの亜炭の災害復旧の状況、それからこの積み増しによって、どの程度の災害をカバーできるのかということについてお示しをいただきたいと思います。

○**玉懸環境保全課総括課長** 亜炭鉱害復旧事業費についてでございますけれども、現在既存の基金が平成22年度末で1億8,000万円ほどございまして、その後220件ほどの震災の被害が出ておまして、所要額を確保するために国に要望することになりました。さきの9月補正予算で2億5,000万円計上しまして、2月4日付で3億3,958万1,000円の交付決定通知がございました。これは被害件数の増加などを国が考慮したものと考えております。それで、復旧の進捗状況でございますけれども、震災後1月末までの相談件数は220件でございます。このうち209件の調査を実施いたしまして、うち168件が鉱害と認定されております。現在基金の残額は1億8,000万円プラス今回補正をお願いする分ということで総額5億2,600万円余を見込んでおりますけれども、平成14年から平成22年までの事業開始以来の処理の平均単価が約39万円でございます。これは単純計算で申し上げますと1,370件分の財源を確保したということになります。被害件数、現在220件の6倍強ということで、当面の財源を確保したと考えております。

○**岩淵誠委員** 大分御努力いただいて、亜炭鉱の災害復旧については若干おくれた部分もなきにしもあらずですが、おおむね一生懸命やっていたのだらうと感謝をしたいところでありまして、問題はこの亜炭鉱は日々進むのですね。常に危険があるわけです。いいですよ、積み増しをして、千何件分とったというのは大変立派なことだと思いますけれども、この対象というのは出てから直しますと、こういうことになるわけですよ。でも、やっぱりこれは本来の防災という観点からいってもちょっと本末転倒ではないかなと思っております。抜本的な調査をすべきだということは再三申し上げておりますし、それについて坑道の地図がないから、国が出さないからできないという話をさんざん聞かされておりますが、この基金造成がなくて、将来的な支出が何千件分あるといっても、やっ

ぱりきちんとその分から調査をするなりしてある程度のところを見るべきだと思うのです。といいますと、例えば宅地とかいろんな工場の造成等についても、やっぱりここに亜炭があるかもしれないということで、実際地元はそこをなかなかいろんな用途に変換できないというような二次的な部分も出てきているのです。したがって、何かが起きてから調査をするために基金を積んだことも立派なのですが、やっぱり抜本的に調査をするというような部分をこの基金の中でそういった使い方ができるかどうか、今の段階では難しいかもしれませんが、これは将来的な課題として検討をしていかないと、また何か地震があったときに、また崩れますと、こういう話ですから、予防的措置がとれないという話で、でも本来できる部分もあると思うのですが、その辺のご見解お聞かせいただければと。

○玉懸環境保全課総括課長 亜炭鉱害対策につきましては、基本的に国の所管でございます。現地調査、それから被害認定等を東北経済産業局が実施しております。今回の基金につきましては、復旧のためということで予算措置されております。それで、国のほうには予防措置についても別途考えてほしいという形で再三お願いしておりますので、こちらのほうも続けていきたいと考えております。

○岩淵誠委員 わかりました。ぜひそこは強くやっていただきたいと思います。どうも3月11日、一回りするともうやったからいいだろうみたいな雰囲気が出ることを大変危惧しております。やっぱり特に内陸の被害に関しては、沿岸の被害が甚大だったためになかなか声が伝わらないという実態が皮膚感覚としてあります。ぜひその辺は、これ同じこと繰り返しますからね、間違いなく繰り返しますから、その予防的措置をやっぱりやらないと、結局そっちのほうがお金かかったのではないかという話になりかねませんから、それはぜひやっていただきたいと考えます。

最後にします。この災害廃棄物処理促進事業費に関連をしてお尋ねをして終わりたいと思います。これは一般質問でもやはり広域処理の関係のお話、本当に平成26年3月までに終わるのかという話が、質問に立たれた議員、そしてそれ以外の議員みんな最大の関心事であったかと思えます。そういったことからいうと、改めて工藤環境生活部長に初めに聞いておきますけれども、広域処理、今盛んとやっています。なかなか理解が得られない。しかし、おしりが平成26年3月まで。これは被災地の心情を考えると、やっぱり一日も早くということなので、広域処理が進まないからといって、これを先延ばしするということは絶対に許されないと。だとすると、県内処理をどうしていくか、あるいはやっぱり広域処理なのだ、どこかの時点で判断をしなければならぬと私は思っているのですが、そういったいつまでにこういっためどが立てばいけるけれども、この場合は方針転換をせざるを得ないというような一つのめどと。いいますか、考え方というのがおありなのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

またあわせて、この災害処理の問題について、静岡県とか、神奈川県。県の民からも私のところにも電話があります。大変申しわけないと、ああいうような抗議活動をしているのはごく一部なのであって、多くの人は受け入れに理解を示しているのだと。しかし、とて

もじゃないが、岩手県民の皆さんに聞かせられないと、本当に涙が出る思いだというお話をよくされるのですが、さきの神奈川県議会議会では黒岩知事がせっかく岩手の環境生活部の部長に来てもらっていろいろ説明をしてもらったのだけれども、説得ができない自分もどかしいということで絶句をして涙を流すという一場面があったのだそうでありましてけれども、現地に行かれた皆さんは具体的にどういったお話をされているのか、我々ここで別にその発言に対してどうこうというわけではありませんけれども、一体どんなことを言われてきているのかということも正確に伝えていただきたいと思います。

○工藤環境生活部長 がれきの処理につきましては、物理的にも復興の妨げになっていると。例えば観光施設あるいは運動施設、さらには防潮堤の建設予定地だとか、そういったところに積まれたままになっております。ということで、まさにがれき処理が復旧、復興に向けた一丁目一番地だと私どもも思っております。

それから、処理のめどというお話でございます。私ども広域処理をお願いするに当たっては、県内処理でどうしても追いつかない部分をお願いしたいということの基本の考え方にしております。広域処理が進んでいない状況だということも十分自覚しておりますので、県内処理をまたさらにふやせないのかということについてもあらゆる可能性について検討させていただきながら、一方では、きょうの新聞にもありましたけれども、全国の8自治体の方々が新たにがれきの受け入れに向けて共同で取り組もうというような動きなんかも出ておりますし、きょうの記者発表になると思うのですが、埼玉県の三つのセメント工場試験焼却を実施することにしました。また、八戸市のセメント工場についても今月中に試験焼却をするということで、広域処理についても少しの明るさというものが見えてきているという状況でありますので、いずれ3年以内の処理ということについては大命題だととらえておまして、その方針転換ということをどうするかということであればまだ我々は3年以内処理ということに向けて最大限あらゆる可能性を探ってまいりたいと思っております。

あとは県外処理についての県側からの要請に当たっての取り組みということでございますが、引き受けについて御検討いただいているという自治体があれば当部の職員をそういう自治体に派遣させていただきまして、県内の廃棄物処理、災害廃棄物の課題、そして放射能問題が一番大きなネックになってございますので、放射能汚染の状況等々について十分説明させていただきながら、地元理解が得られるように環境省とも連携しながら取り組んでいるというところでございます。

私も神奈川とか直接参りまして、住民説明の場でも御説明させていただきましたけれども、冒頭申し上げましたようにまずは災害廃棄物の処理が進まないことには物理的にも復旧、復興が図られないということもまず申し上げさせていただきます。

あと実際のがれきがあることによって、衛生面等での、あるいは防災面での実際の課題も出てきていると、ほこりの問題とか、自然発火の問題、あるいは去年は衛生害虫が大量発生したというような状況です。

3点目は、やはり被災者の方々の心情を察してほしいということで、がれきがあるということだけで津波を思い出すと、亡くなった方々を思い出すということで、精神的にもトラウマになっているということでもありますので、そういった被災地、被災者の心情もお酌みいただきながら、ぜひ御協力いただきたいというようなことをお話し申し上げさせていただいているところであります。

○岩淵誠委員 まさに部長のおっしゃっていることは県民の思い、言葉そのものだと思うのですが、私が聞いたかったのは、そのことに対してどういった物を言われているのだと。部長が言われたことは県民が言われたことですよ、私はやっぱり共有したいと思います。どんなにひどいことでもね、反論するつもりはないけれども、どういったことが言われていて、どんなにひどいこと言われているのか、やっぱり私は県民として共有したいと思います。もしあれば教えてください。

○工藤環境生活部長 神奈川県でのお話をさせていただければいろいろ反対というような声が神奈川県知事、そして私どものほうにも質問あるいは意見という形で寄せられました。うちの県に寄せられたのは、とにかく自県内で処理しろと、持ち込まないでくれというような——とにかく自県内で処理する分については財政支援を惜しまないので、とにかく自分のところに持ち込まないでほしいというような、そういったご意見等がありました。

ただ、先ほど岩淵委員からもありましたけれども、会場にお集まりの方々は一般の県民の方々もいらっしゃるわけなのですが、私は二つの会場でお話をさせていただきましたけれども、同じ顔ぶれの方々が会場に陣取っているということでありまして、その同じ顔ぶれの方々がやじ、怒号といいますか、とにかく正常な進行ができなくなるような形でいろいろやじを飛ばすというのですか、そういう状況で、会場が非常に騒然とした中で行われたということでありまして、そういった中でも説明会が終わった後、1人の方がぜひ私に会いたいと面会を求めてまいりまして、その方が言うには自分は宮古方面の出身だと、きょうの会場ではいろいろ反対の意見しか出なかったわけではありますが、被災地の状況については十分私も理解しているので、集まっている参加者の気持ちは反対だけではないよと、一般の県民は、やっぱり岩手が困っていることについては助けたいと思っているということで、ぜひ頑張ってもらいたいというお話もいただきました。

そういうことで、一般の県民の方々はある程度といいますか、御理解いただいているのだと思っています。これはほかの自治体の首長からも同じような話をいただいています。

それを形にしていくためには、今被災地に対する災害廃棄物の処理についてはいろいろ支援措置が、国が講じておりますが、受け入れ自治体が精神的にも、経済的にも非常に大きい負担を負いながら、頑張っているわけでもありますので、そういった部分でもう少し国の支援といいますか、説明責任を含めて強化していく必要があるのではないかなと考えてございます。

どんなこと言われたかというのもう一つ、燃やした灰を持って帰ってくれとか、そういうふうなお話とかいただいております。

いずれ全般的に見ますと、理解を示す首長がふえてきていると思っておりますので、広域処理についても、県内処理では追いつかない部分がありますので、今後とも頑張ってもらいたいと思います。

○**岩渕誠委員** 部長におかれては、あるいは環境生活部の現地に行かれた皆さんは、ここで今おっしゃったのはほんのさわりの、まだここでしゃべれる範囲の話であって、大変罵詈雑言を浴びているとお聞きをしております、そういった中で体を張っていろいろ説明していただいていることには感謝申し上げたいと思いますし、敬意を表したいと思いますが、いずれ今のお話でわかったことは、反対運動とは言いますけれども、それはぐるぐる、ぐるぐる回ってというお話ありましたけれども、やっぱり実態がわかりました。

何を言われて、どういう状況だったかということはある程度つまびらかにしていかないと、むしろそうやって共有していったほうが私はいいと思いますし、実際私のところにはそういう状況があったのであれば——岩手県内に住む方ですけれども——民間で処理をするという、もし可能性があるのであれば協力したい、何かないかというような話も来しております。いずれああいう罵詈雑言をテレビや新聞でやるのはばかられるような中身だと思います。だからこそ余り真実が出てこないのだと思うのですけれども、そういったところの理解を求めていくことにつきましてはいろいろ国のほうでも支援が必要になってくると思いますけれども、広域処理について、また別の機会で議論していきたいと思います。

○**神崎浩之委員** 青少年女性対策費1点質問いたします。

この中にニート対策推進事業費があります。軒並み減額でありますけれども、ニートという定義なのですけれども、まず1点目、このニートの定義について教えていただきたいと思います。

それから、ニート対策というのは震災以前からあるものでありまして、県の本庁といたしまして各振興局ではどのような部局でこの対策、ニート対策事業を推進しているのか教えていただきたいと思います。また、それが市町村ではどのような形になってニート対策を実施しているのか教えていただきたいと思います。

今回震災を受けまして、若い人からお年寄りまで家がない、仕事がないという状況の中で住宅の分野がありますし、仕事の面では労働分野ということで、それから精神保健的な面では保健部局があるわけなのですけれども、こうしてニート対策がこの環境生活部で所管しているということなので、他との連携をしながら深く、濃く実施していただきたいと思っているわけなのですけれども、震災後、このニートということと呼ばれる方というのは数値的なことで現状、推移についてはどのようにとらえているのかということもあわせてお聞きしたいと思います。それから課題、今後の対応について、若い人が被災地からいなくなっていくということをみんな危惧しているわけなのですけれども、こちらの分野からはどのように対応されているのかをお聞きしたいと思います。

○**千葉青少年・男女共同参画課総括課長** 何点か御質問いただきましたが、順番に申し上げます。

一つ目の定義でございますけれども、これはもともとイギリス等でいろいろ問題化したものでございまして、学校にも行かないで、働きもせず、訓練も受けていない状態ということで、「Not in Education, Employment or Training」のその略語でございます。英国の場合 16 歳から 18 歳までです。日本の場合はおおむね 15 歳から 35 歳あるいは 40 歳まででそのような状態ということで、事業の対象もその年齢の方々を対象にしているというようなところでございます。当部でそれを対応しているのでございますけれども、振興局でというお尋ねだったのですが、振興局は直接総務とか、そういう方の相談に当たる一般的な窓口、保健福祉部とか、そういうところで引きこもりとか、相談事業をやっているというようなことございまして、主に中心的にやっているのが、例えば宮古市とか、盛岡市とかでは国のサポートステーション事業、そういう支援事業を行って行って、そこと連携をとりながら、県としていろいろやっているという状況でございます。

それから、市町村での相談窓口的には、教育委員会、あとは青少年担当、市民課とか、そういうところで相談を受けて、ある程度発達障害から来るなかなか就労できない方とか、そういう方は個別にいろんな社会資源にその都度いろいろつなげていくというような取り組みをしているというような状況でございます。

それから、次が他課との連携というようなことでございますけれども、これにつきましては、保健サイドのそういう発達障害の方でなかなか就労できない方とか、福祉相談センターとかと連携しながらやっていくというものと、雇用サイドで、雇用対策室とか、そういうサイド。それから、国、関係するセクションがいっぱいございまして、例えばジョブカフェとか、ハローワークとかというような形でいろいろ連携しながらとり進めているというような状況でございます。

次に、数値の推移なのですけれども、これについては実はニートという方を把握すること自体がかなり難しいというのが実態でございまして、家庭の中にいらっしゃる方、引きこもっていらっしゃる方と、家庭の中で孤立されている方、それから家庭の中と御家族とコミュニケーション。ただ御家族の中だけで閉じこもっていらっしゃる方、それから家庭の中でご家族と社会との絆というか、相談セクションとの絆がある方というような、それぞれのステージがございまして、おおむね推計的には 6,400 人ぐらいいるのではないかなというような推移です。これは総務省の就業構造基本調査をもとにした数字でございます。ただ、非常に顕在化しにくいということから、実態を把握することが非常に難しいというようなことで、この震災の関係でそのニートの方々がどうなっているかというようなことについては、現在把握していないというのが実情でございます。

それから、最後の課題でございますけれども、今後は実態把握をしながら、本当に少しでも掘り起こしを進めまして、そういう就労とか、非常に難しい方を少しでも掘り起こしを進めて、丁寧な相談、一人一人に寄り添った相談をしていく必要があるだろうと。その場合には、例えば商工サイドでパーソナル・サポート事業というのがございます。そういうものとの連携をいかにとり進めるかというのが非常に重要な課題だと考えてござい

す。なかなかちょっと実態の部分を正確に把握するのは非常に難しいというような状況でございます。

現在やっている事業ですと、おおむね 6,000 人のうち 400 人程度、1 割程度は相談に来ているというような状況でございます。ただ、本当に 6,400 人が、例えば引きこもりとか、そういうものなのか、もしくはフリーターというような状況になっているのか、非常に程度に差がございまして、そこら辺の分析もさらに進めていかなければいけないというように考えている次第でございます。

抽象的な答えになりましたけれども、申しわけありません。

○**神崎浩之委員** 非常に答えづらいと思うのです。課題、背景というのは、多岐にわたっているのですよね。いずれこういう人たちがいるわけです、内陸にも沿岸にも。引きこもりということで、保健サイドで対応していた面があるのです、学校も終わっていますから教育委員会ではなくてね。何で引きこもっているかということと仕事がなくということだから、雇用のほうにいく。でも、そうではないということがあって、どんどん被災にかかわらず、社会の構造上出てきていると思うのです。そういう中で、はっきりとした事業名がこの環境生活部の中にあるのですが、実際は分量的にはほかの部のほうで対応している部分が多いと思うのです。就労のこと、それから心の問題ということで、ニートと言われてここにはあるのですけれども、そういう実態がありますので、縦割り行政で非常にもどかしいところがあるのです。皆さんうちのほうの所管でないほうがいいのではないかと考えていると思うのですけれども、それはわかるのですが、ただいずれこういうような名称があるものですから、ぜひ横断的に対応していただきたいなと思うのです。振興局も含めてやっていただきたいと思っております。

被災地では、やはり多いと思うのです。どこが対応していくのか、どこが中心となっていくのかということもぜひ環境生活部も真剣になってちゃんと腹を据えて他課と他部と連携とりながらやっていただきたいなと思います。

○**木村幸弘委員** 先ほどの岩淵委員の質問にちょっと関連して、再生可能エネルギー設備導入等推進基金の関係で、確認の意味も含めて質問したいと思うのですが、最終的に民間の施設の適用の関係で、いろいろと答弁があったのですけれども、平井温暖化・エネルギー対策課長の御答弁の中で、今医療関係あるいは宿泊関係などにも照会をかけているというのを御答弁いただきました。民間といってもなかなか避難施設を前提とするであるとか、あるいは防災拠点というような機能をやはり創造して位置づけていくと、相当限られてくるのだらうなとは思っているのですけれども、とりわけ医療の関係についてはわかるのですが、宿泊関係ということになりますと、今回の大震災の発災を受けて、例えば内陸等に被災者の方々を受け入れた温泉宿泊施設であるとか、こういったものが当然出てくるわけですが、その辺のことについては宿泊関係と言われているものの照会の言い方の中にはどういったものをどこまで踏み込んで考えられているのか、ちょっとお伺いしたいなと思いましたが。例えば実際にそういった宿泊関係施設などでも災害時にまさに被災者を受け入れ

た事業者を中心とするのか、あるいは災害時のいろいろと応援協定などを結んでいる事業者などもあるわけですが、どういったところを優先にするのか、いろいろ考え方として適用の部分であるのではないかなと思うのですけれども、その点についていかがなものでしょうか。

○平井温暖化・エネルギー対策課長 宿泊施設の場合は、避難所機能を有するということになります。それで、今回の大震災では、県内多くの宿泊施設が被災者を受け入れました。今回こちらのほうで対象とするのは、そういった結果に基づいた施設ではなくて、やはり災害時に市町村との間で、一般には協定を結んだり、あるいは地域防災計画に位置づけられますけれども、災害時に被災者を受け入れると同意しているというところがやはり基本的には対象の施設になると考えております。もし自分の施設ではぜひ災害時に避難民を受け入れて、そういった避難所の役割を發揮したいというお考えがあればぜひとも市町村と協定等を結んで、そういった避難施設の位置づけをしていただきたいと考えております。

○木村幸弘委員 基本的にそういうことだということで、まずわかりましたが、いずれ今回の導入に当たっては期待も非常に大きいと思っております。先ほど大体 1,000 件くらいの見通しで倍ぐらいの予定した予算の枠になるのではないかと、そのくらいの規模になっているのではないかというお話でしたけれども、いろいろとそういった今後の取り組みの中でぜひ普及促進を図っていただきたいとは思っております。そこでもう一つは先ほど、これも岩渕委員が指摘をしてお答えをいただいたのですけれども、この事業を進めることによって、本県における再生可能エネルギーとしての普及率、普及度合いをどれだけ高めていくかということにやっぱりきちんと目を向ける必要があるのだろうと思っておりますけれども、先ほど電力量で 1 万キロワット増ぐらいではないかということで御答弁いただきました。これはこの 140 億円の基金を生かして、まずこの 4 年間の事業の見通しとしてそのくらいの実績の増になるというように見たということなのか、単年度含めてのことなのか。

それから、もう一つは今の地球温暖化対策実行計画の中で電力自給率という観点から、自然エネルギー、再生可能エネルギーに基づく自給率 18.1%ですか、この現状から 35%に引き上げたいという方針も示されているわけでありましてけれども、その際にこの電力自給率の兼ね合いからいえばこの事業がどういった効果をその実績として上げる見通しを持っているのか、その点についてもお伺いしたいと思います。

○平井温暖化・エネルギー対策課長 先ほどお話ししました 1 万キロワット、これは今の要望状況を見て出している、本当に事務的に出しているものです。これから全体の設置件数とか、どれだけの規模の電力設備を導入するのか、それらを見て改めてどれだけの出力ベースで電力供給になるか、それは精査しなければなりません。ですから、先ほど言いました 1 万キロワットというのはあくまでも出ている要望を踏まえると、ということですから、これはもっともっと下がると思います。

あと電力自給率への貢献ですけれども、当然貢献はあると考えておりますが、先ほど言

いましたとおり、県の計画は大体 115 万キロワットまで伸ばす。現在 48 万キロワットほどですので、倍以上に伸ばすということです。その中で 1 万キロワットということですから、パーセンテージでいきますと 1% はいかないのではないかなと思います。あくまでもこれは地域の防災力の向上、災害時に防災機能を維持するという観点ですので、貢献度は少ないのですが、効果は非常に高いと考えます。

○木村幸弘委員 目的ですよね、再生可能エネルギー設備導入等推進基金、防災力にまず主眼を置いた事業だと言われてしまえばそのとおりなのですが、私は環境生活部の視点からいうと無論防災力、今回の災害を受けて、そういう一つの再生可能エネルギーをいろんな形で有効に活用されていくというのは重要なことだと思いますけれども、まさにこれから今議会で、先ほど申し上げた地球温暖化対策実行計画が議論されていく、そして決定していくということを考えたときに本当にこの具体的な目標に向かってどういう取り組みが必要なのかということが実は課題になるのだらうと思いますけれども、そうした中でその目標や実効力というか、効果をやはりどう高めていくかということも環境生活部の中でしっかりと設定していかないと、防災力のために貢献したから 1% でも十分だというようなことがあるかもしれませんけれども、本来的にはもう少し大きな視点でとらえればこの再生可能エネルギーをどれだけどういう形で具体的に普及させていくかということにきちっと目標なり考え方を定めた上で、その中の一つのこうした事業展開というように位置づけていかないと、やってみた結果で大体このくらいではないかみたいな考え方ではちょっとこれからの実行計画そのものに対してもクエスチョンマークがついてくるのではないかなという気がしてならないのですけれども、そういった意味で具体的な再生可能エネルギーの取り組みに向かっての一つの方策の位置づけにもなるのでしょうけれども、そういった観点でこの事業をどのように位置づけるかということをややはり県民にもアピールしていく必要があると思いますし、これからの再生可能エネルギーを普及促進させていく意味においても重要ではないかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○平井温暖化・エネルギー対策課長 防災拠点等への電力設備の導入が本県の電力自給率あるいは再生可能エネルギー電力の導入量に貢献するというのは、これは間違いないことです。県のほうで最初は平成 32 年度までに 115 万 7,000 キロワット出ます。その内容としましては、風力とか、地熱、もちろん太陽光を含めての導入量というように考えて進めることにしております。太陽光は、その中でやはり大きな役割を果たすのですけれども、その太陽光につきましても住宅用の太陽光発電の設置あるいは事業系の、いわゆる大規模太陽光の設置、そしてそれにつながるものとして防災拠点への設置ということで、当然県の導入目標量の中には位置づけております。ただ、それでこの全体の目標にパーセンテージで大きく貢献するののかというようになりますと、やはりそこにはどうしても電力設備だけの導入ではないものですから、そこは一定の限度があるかなというようにとらえました。

○飯澤匡委員 では、2 点ほど簡潔に申し上げます。

再生可能エネルギー設備導入等推進基金に関連してですね、この部で聞くかどうかとい

う部分もあるのですが、先ほど来議論の中であったように、例えば今回の基金事業を実施すると、これは国の縛りもありますから、今回は防災拠点と、これから恐らくいろんな意味で国民的議論が盛り上がってきて、どのようなエネルギー体制にするのかということになろうかと思いますが、今回被災県として、やはり私はもっと強く県は打ち出すべきだろうと、先ほど 115 万キロワットという話が出ました。ところが、今の県の所管を見ると、小水力は農林水産部であります。それから、太陽光と自然エネルギーについては当該部局でやりますと。それから、木質バイオマスについては農林水産部でやりますと。与えられた部署の中で少しずつ自分の動ける範囲の中でやっていると、今までの行政の延長上でやっているような形に見えるわけですが、今後再生可能エネルギーを大胆に進めていくためには既存のさまざまな法律の壁を破っていかなければならない。ある意味私は、被災県として堂々と他の県よりも先進的にこういうエネルギーのいわゆる地産地消というもの強く打ち出す必要があるのではないかというような意味を込めてこの間一般質問したわけですが、今後政策を立てて流す、そして岩手県がどうあるべきかということ考えた上で、これは所感でいいです、工藤環境生活部長、今の状況を踏まえて、与えられた範囲の中でしか答弁出来ないとは思いますが、問題提起に対してどのような所感をお持ちになるか答えていただきたい。

それから、先ほど来議論になっている広域処理の問題ですが、ある県北の自治体の首長が広域処理でかなり皆さん方汗をかいているのを大変御苦労だと。しかし、先ほど岩渕委員からも指摘がありましたけれども、ならばやはり自県内でできる、自分たちの圏域内の広域の雇用の問題も含めて経済の活性化も含めて、その観点に立った処理のあり方もあるのではないかと、これは新聞の報道で意見の提示があったわけですが、やはり平成 26 年という期限は、私は厳格に国の所管大臣が今の時点では無理だろうというような話も出ていますけれども、私は厳格にやっていかないと、次の復興の道のりというのは、次の段階に進んでいかないのだろうと思います。ですから、ある程度政策的な切りかえであるとか、いろんなチャンネルを使って、この目的は達成しなければならないと思うわけです。大変漠然とした、2 つともそういう質問ですけれども、その点について考え方を示し願いたいなど。特に県北の首長からそういうお話が出たというのは、ある意味問題提起的な話かと思えますけれども、その点に力点を置いてちょっとお答えしていただきたいと思えます。

○工藤環境生活部長 再生可能エネルギーについては全庁的に取り組むべきではないかというような御提言でございました。

全くそのように私も思っております。ということで、知事を本部長とする横断的な推進本部なるものは立ち上げました。あとは現状のままという組織縦割りの中ということをお前提とすればどれだけ当部が働きをしていくかということにかかってくるのかなと思います。ただ、新たな組織をつくるとか、そういったことも当然考えられるわけでございますが、それについては今後の課題ということでとらえて、そういった方向ももちろんあるということも存じておりますので、課題として受けとめさせていただきたいと思えます。

あと広域処理についてですが、地域雇用を考えた場合に他県処理するのではなくて、多少時間かかっても自県内で、地元でやったほうが良いという考え方があるということについては承知しておりますが、具体的には県北の首長からそういう話というのは私のところにはまだ届いておらないのですが、ただそういった考え方も確かにあるのだとは思いますが、被災地の復旧、復興の具体的に、物理的な支障になっているということがむしろ大きな課題ではないかと考えておまして、現時点ではさまざまなチャンネルを探りながら3年以内に処理したいということで取り組んでまいりたいと考えております。

○喜多正敏委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第85号地球温暖化対策等推進基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○伊勢企画課長 議案第85号地球温暖化対策等推進基金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その4）の4ページをお開き願います。なお、便宜お手元に配付させていただいております資料1、地球温暖化対策等推進基金条例の一部を改正する条例案の概要により御説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨であります。条例の有効期限を平成25年12月31日まで延期しようとするものであります。

2の条例案の内容であります。国の実施要領の改正に伴い、基金で実施する事業の実施期間を平成24年度末まで延長することが可能となったことから、精算期間を含め条例の有効期限を現行の平成24年12月31日から平成25年12月31日まで延期しようとするものであります。

3の施行期日についてであります。この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

次に、資料の裏面では、参考といたしましてこれまで基金を活用して実施した事業の概要を載せております。その基金を活用した主な事業といたしましては、地球温暖化対策と

して街路灯のLED化や公共施設へのチップボイラーの導入などを進めるとともにPCB廃棄物対策として事業者が保有する電気機器のPCB汚染の有無を調査する際の補助などを行ってきたところでございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第88号再生可能エネルギー設備導入等推進基金条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○平井温暖化・エネルギー対策課長 それでは、お手元の議案（その4）の7ページをお引きいただきたいと思っております。再生可能エネルギー等推進基金条例案につきまして、便宜お手元にお配りしております資料により御説明申し上げます。

1の条例制定の趣旨でございますが、市町村等の災害時において拠点となります公共施設等への再生可能エネルギー設備の導入等に要する経費の財源に充てるため、この基金を設置しようとするものでございます。

2の条例案の内容でございますが、(1)、第1条関係はただいまの趣旨を記載しております。点線枠内の基金の用途でございますけれども、本基金を財源に防災拠点となります公共施設や民間施設への設備導入への補助、そして風力や地熱発電事業への利子補給等を行うこととしておりまして、詳しくは後ほど裏面で御説明申し上げます。

次に、(2)の第2条関係でございますが、基金に積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定めることとしておりまして、今回139億9,700万円余を積み立てようとするものでございます。

(3)、第3条関係から(6)、第6条関係までは基金に属する現金の保管方法あるいは運用基金の処理、繰替運用等の管理につきまして定めようとするものでございます。

施行期日でございますけれども、施行は公布の日からとなります。そして、平成28年12月31日をもって廃止しようとするものでございます。

次に、裏面をごらんいただきたいと思っております。基金事業の名称は1に書いておりますけれども、防災拠点等再生可能エネルギー導入事業としており、事業の実施期間、これは平

成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年間としています。事業費総額、これは基金積立額と同額となりまして、4 年間で取り崩して事業費に充てることとなります。

次に、4 の事業概要でございますが、大きく表にありますとおり、四つの事業に区分されます。(1) の公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業、これは県、市町村の施設を対象としておりまして、市町村への補助額は 10 分の 10 でございます。再生可能エネルギーを活用する設備は基本的にすべてが対象となります。あわせて付帯する蓄電池、LED による街路灯、そういった設備も対象としております。施設は、そこに記載していますとおり社会福祉施設とか、庁舎、公民館、診療施設等々が対象となっております。

次に、(2) の民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業でございます。補助率は特定被災市町村内、本県では 21 市町村が特定被災市町村でありますけれども、その市町村内の整備であれば 2 分の 1 以内の補助率、それ以外の市町村では 3 分の 1 以内の補助率となります。再生可能エネルギー等設備は、先ほどの公共施設と同じでございます。対象施設、補助対象の施設は医療施設や駅舎、避難所となる宿泊施設、福祉避難所等となっております。なお、この 2 つの事業につきましては、補助率が高いこともありまして、買い取り制度による売電は認められておりませんので、電力設備の場合は自家消費型の施設が対象になるということになります。

次に、(3) の風力・地熱発電事業等導入支援事業でございます。本事業は、風力発電や地熱発電を設置する場合、借入金につきまして 3% を上限に利子補給しようとするものがございます。なお、地熱につきましては、探査事業につきまして 2 分の 1 の補助となっております。

(4) の地域資源活用詳細調査事業、これは 1 から 3 までの事業実施のために県が行います調査とか、あるいは事務的経費に充てるということになっているものがございます。

以上で基金に係る議案の説明を終わらせていただきます。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に質疑はありませんか。

○関根敏伸委員 再生可能エネルギーの風力、地熱の状況、せっかくですからちょっとお聞かせください。先ほど 140 億円の基金に対して、主力はまず防災だといったような答弁がございました。そういった意味では、具体的に温暖化の計画を進めるということになりますと、メガソーラーであるとか、風力、地熱、これはやはり具体的なものにしていかないと達成が難しいのかなと思って聞いておりました。

私は、太陽光については一般質問で聞きましたので、今度は風力と地熱の状況、これ以外にも貸付金等がございますし、これを見ると探索事業に対しての 2 分の 1 の補助があるし、利子補給もあるということですから、太陽光等よりも、相当これは優遇されているなと思うのですがけれども、こういった現状の中で風力、地熱の動き等について現状お話しできる範囲で結構ですから、お話しいただきたいと思っております。

○平井温暖化・エネルギー対策課長 地熱につきましては、今県内で具体的に動いているというか、立地の計画があるのが 2 カ所でございます。八幡平市の計画に加わっておりま

す八幡平地区の出力大体 7,000 キロワットということで予定している事業がございます。もう一つは安比地区にございまして、これは出力ベースでははっきり計画は出ていません。これらの実施については、八幡平地区のほうはとにかくやるという話ですけれども、きょうの新聞にも出ていましたが、固定買い取り価格が5月上旬に示されるように記載していましたがけれども、あれによっては安比地区のほうも具体的な事業採算性がはっきりして計画がしっかり出てくるのかなと思っています。あと地熱は他にも有力な場所はあるはずだということになっておりますけれども、まだまだ探査がどうしても自然公園内ということになりますので、まだ少ない。今後国のほうでも地熱についての規制を少し見直すという動きもありますので、資源調査を経て地熱の開発、そういった取り組みがふえてくるのかなと思っています。

あと風力につきましては、本県の場合、非常に資源的に恵まれているということになっております。今回も平成 23 年度の東北電力のほうの募集枠に対して、募集枠が 30 万キロワット、それに対して本県分だけですと 60 万キロワットを超しております。

〔工藤環境生活部長「83」と呼ぶ〕

○平井温暖化・エネルギー対策課長 失礼しました。83 万キロワットということで、本県内での立地意欲も非常に高いということがありますが、東北電力管内、新潟県を入れた 7 県ではもう 10 倍以上、30 万キロワットに対して 300 万キロワットを超える応募が出ております。それはすべて抽せんで、公平になるものですから、今回抽せん結果を見ますと何とかこれから東北電力の買い取り枠の中に滑り込めそうなものも数件、滑り込めるかどうかまだはっきりしていません。そういう状況でございます。風力の場合は、どうしても東北電力の買い取り枠という問題がありますので、資源にも恵まれているし、事業者の意欲が高くても、そこをクリアしないとなかなか実現には結びつきにくいところがございます。ただ、県としましては、少しでもそれが実現できるように、先ほど来お話ししてあります利子補給とか、あるいは来年度提案してあります低利融資制度、そのほか国の支援制度も活用しながら、少しでも事業者の皆さんが意欲を持って立地進められるように支援したいと考えております。

○関根敏伸委員 ぜひ頑張ってくださいと思います。(4) で県がやる地域資源活用詳細調査事業というのがありますけれども、これを見ますと再生可能エネルギーの適正導入量の把握と、こういったものを委託しながら調査を進めるということなのですが、具体的にどういうことなのですか。この 140 億円の活用の調査なのか、それ以外の調査なのかちょっと調査の内容をお聞かせください。

○平井温暖化・エネルギー対策課長 今回の特に公共施設等への導入、これは正直言いまして県も市町村も余り経験のない補助事業でございます。特に導入する場合に、どれぐらいの防災機能があるか、それに対してどれだけの規模の設備を導入すべきか、そしてその場合、どんな課題があり、排水も含めてですね、そういうのがわからないとなかなか今後市町村も県も導入しづらい。そして、当室はそれらを審査するということになります。正

直言ってかなりの件数、膨大な額が申請されてきますので、それを少しでも円滑に確認できるように、そういう意味で、例えば庁舎であれば、このくらいの庁舎であればこういった防災機能があって、指揮系統ですね、それに対してどれだけの電力を要する設備等を動かすべきか、それにはエネルギー設備がどれだけ必要だと、そういったのをある程度パターン化する、そういった調査事業を予定しております。

○**関根敏伸委員** もし今の段階で、専門家とか、そういった機関への委託ということのかなと思っているのですけれども、どのぐらいの事業費を考えて、どういった先に委託をして調査を進める予定なのか、今決定している範囲であればお願いいたします。

○**平井温暖化・エネルギー対策課長** 委託は数百万円ということで、これから委託することになります。これらを請け負える法人、これは余り多くなくて、県内に数法人ございますので、そちらからこちらの調査委託内容をお示しして、実際に提案をいただいて、私たちが求める調査ができるのか、それらを精査して適切な手続きに基づいて委託会社は決めたいというふうに思っております。

○**喜多正敏委員長** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**喜多正敏委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**喜多正敏委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**喜多正敏委員長** 御異議なしと認め、よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 89 号災害廃棄物処理基金条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○**松本災害廃棄物対策課長** 議案第 89 号災害廃棄物処理基金条例について御説明申し上げます。

議案（その 4）の 9 ページをお開き願います。便宜お手元に配付させていただいております資料ナンバー 3 の災害廃棄物処理基金条例案の概要により御説明させていただきます。

まず、1 の制定の趣旨であります。市町村等が実施する平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により生じた廃棄物の収集運搬及び処分に係る事業に要する経費の財源に充てるため、国庫補助金を財源として災害廃棄物処理基金を設置しようとするものであります。国庫補助制度の概要を参考として示しておりますが、図に示しましたとおり、市町村が負担した事業費については、大半が災害等廃棄物処理事業費国庫補助金で措置されますが、その裏負担分について別の国庫補助金を財源として県に基金を造成し、当該基金により平

均で 95%まで措置しようとするものであります。なお、本県の今年度の内示額ベースでの措置率は全体平均で 98.2%となっており、残りについても震災復興特別交付税で措置され、実質的に全額が国の負担により措置される見込みとなっております。

次に、2の条例案の内容についてであります。 (1) の第1条におきまして、基金の措置について規定しております。

(2) の第2条におきましては、基金に積み立てる額を一般会計歳入歳出予算で定めようとするものであります。基金の造成に要する予算につきましては、先ほど御審議をいただきました2月補正予算案に計上させていただいたところではありますが、国の補助金及び運用益を活用して104億3,877万円を積み立てようとするものであります。

(3) の第3条から(6)の第6条までは基金の管理に関し必要な事項を定めようとするものであります。

3の施行期日等についてであります。この条例は公布の日から施行しようとするものであります。また、この基金につきましては、平成25年度までに実施する事業の財源に充当するものであります。基金の精算等に必要な期間を考慮いたしまして、平成26年12月31日限りで効力を失うよう規定しようとするものであります。

以上で御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の議案の審査を終わります。この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ないようでございますので、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。

環境生活部の皆様は退席されて結構でございます。御苦労さまでした。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。議案第65号平成23年度岩手県一般会計補正予算(第10号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費及び第4款衛生費のうちそれぞれ保健福祉部関係並びに第11款災害復旧費のうち第4項庁舎等施設災害復旧費、第1目庁舎等災害復旧費のうち保健福祉部関係及び第5項保健福祉施設

災害復旧費、第2条第2表繰越明許費補正中、第3款民生費、第4款衛生費のうち保健福祉部関係並びに第11款災害復旧費、第4項庁舎等施設災害復旧費のうち保健福祉部関係及び第5項保健福祉施設災害復旧費並びに第3条第3表債務負担行為補正中、1追加中1並びに議案第66号平成23年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第2号）、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○根子副部長兼保健福祉企画室長 議案第65号のうち保健福祉部関係の補正予算について御説明申し上げます。

議案（その3）の6ページをお開き願います。議案第65号平成23年度岩手県一般会計補正予算（第10号）のうち当部関係の歳出補正予算額は、3款民生費497億8,820万2,000円の減額のうち2項県民生活費と5項災害救助費の一部を除く40億8,962万5,000円の増額と、7ページにまいりまして、4款衛生費403億6,678万7,000円の増額のうち2項環境衛生費を除く298億9,977万3,000円の増額、9ページにまいりまして、11款災害復旧費、4項庁舎等施設災害復旧費、11億4,677万1,000円の減額のうち2,372万8,000円の増額、5項保健福祉施設災害復旧費56億7,863万9,000円の減額、12款公債費、1項公債費9,286万5,000円の増額のうち17万円の減額、13款諸支出金、1項公営企業貸付金30億円の増額、2項公営企業出資金33万1,000円の減額、3項公営企業負担金4億5,163万3,000円の増額のうち3億8,276万3,000円の増額で、合わせて317億1,674万9,000円の増額補正であります。当部関係の補正後の歳出予算総額は1,826億2,327万7,000円となるものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げます。お手元の予算に関する説明書の102ページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、1億5,061万6,000円の減額となっております。補正予算額の主なものは、説明欄下から2番目、地域支え合い体制づくり事業費で応急仮設住宅等における要介護高齢者や障がい者等の支援のためのサポート拠点の設置運営費補助などの事業の実績見込みにより所要額を減額しようとするものであります。

一方、説明欄上から7番目、生活福祉資金貸付事業推進費補助は、今般の大震災津波により被災した世帯の生活の復興を支援するため、岩手県社会福祉協議会が行う資金貸し付けの原資及び専門相談員の配置に要する経費等について所要額を補正しようとするものであります。

次に、説明欄下から5番目、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金積立金は、障がい者及び児童等に係る社会福祉施設等の耐震改修及びスプリンクラーなどの消火設備の整備を促進するための事業に要する経費の財源に充てるため、基金の積み増しを行おうとするものであります。

103ページにまいりまして、説明欄上から2番目、社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付事業費補助は、今般の大震災津波による介護人材等の県外への流出防止及び県内への定

着を支援するため、岩手県社会福祉協議会が行う介護福祉士等養成施設在学者への修学資金貸付事業に要する経費を補助しようとするものであります。

次に、その下の被災地福祉灯油等特別助成事業費補助は、今般の大震災津波により甚大な被害を受けた沿岸部の市町村が高齢者世帯等のうち低所得世帯に対し、灯油購入費等の助成をした場合にこの経費の一部を補助しようとするものであります。9月定例会において採択されました石油製品の安定供給と原油高騰への特別対策についての請願に関する福祉灯油の補助につきまして、灯油価格は過去に事業を実施した平成19、20年度の水準までは高騰しておらず、福祉灯油事業実施または実施予定である市町村も限定的であることから、県下全域を対象として補助を行う状況はないものの、今般の大震災津波により甚大な被害を受け、財政事情が極めて厳しい中で、灯油購入費等を助成しようとする沿岸部の市町村が相当数あることから、沿岸部の12市町村に対しては本事業を含め重点的な財政支援が必要であると判断したものであります。なお、お手元に資料ございます。被災者支援灯油及び福祉灯油への補助に係る対応についてという資料をごらんいただきたいと思います。1ページにその経緯、事業の概要、それから裏面の2ページに灯油価格の状況、県内市町村の実施状況、国の動向及び東北各県の実施状況等を記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

申しわけありませんが、再び予算に関する説明書の103ページに戻っていただきたいと思っております。2目障がい者福祉費2億514万2,000円の減額の主なものは、説明欄下から5番目、障がい者自立支援対策臨時特例事業費で、補助事業等の実績見込みにより所要額を減額しようとするものであります。

一方、障害者自立支援対策臨時特例基金積立金は、障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運用や今般の大震災津波により被害を受けた者に対する安定した障害福祉サービス等の提供の支援などを図るための事業に要する経費の財源に充てるため基金の積み増しを行おうとするものであります。また、説明欄上から6番目、障がい者介護給付費等は、障害福祉サービスの利用増加により介護給付費等の所要額が当初の見込みを上回ったことなどにより所要額の補正を行おうとするものであります。

104ページにまいりまして、3目老人福祉費17億9,353万9,000円の増額の主なものは、説明欄上から10番目、介護保険財政安定化対策費で、介護保険財政の安定化を図るため保険料収入の不足や保険給付額が計画を上回るなど介護保険財政に歳入不足が生じると見込まれる市町村等に対して資金の交付または貸し付けを行おうとするものであります。

次に、説明欄の一番下、介護サービス施設整備等臨時特例事業費のうち105ページにまいりまして、介護サービス施設整備等臨時特例基金積立金は、被災地の地域支え合い体制づくりを初め介護基盤の復興整備や住民の健康の保持増進を図るための事業に要する経費の財源に充てるため基金の積み増しを行おうとするものであります。

4目遺家族等援護費107万9,000円の減額の主なものは、永久帰国者特別援護対策費で、中国在留邦人等に対する支援事業の実績見込みにより所要額を減額しようとするものであ

ります。

5目健康保険指導費1億9,910万円の減額の主なものは、国民健康保険事業安定化推進費で岩手県調整交付金などの所要額が当初の見込みを下回ったことなどにより所要額を減額しようとするものであります。

106ページにまいりまして、6目婦人保護費427万3,000円の減額の主なものは、婦人保護施設入所保護費で、入所定員が当初の見込みを下回ったことなどにより所要額を減額しようとするものであります。

7目社会福祉施設費5億9,565万9,000円の減額の主なものは、やさわの園整備事業費で、今般の大震災津波の影響により、工事の着手がおくれたことから施設建設工事に係る所要額を減額しようとするものであります。一方、福祉の里センター管理運営費及びふれあいランド岩手管理運営費は、指定管理料が当初の見込みを上回ったことなどにより所要額の補正を行おうとするものであります。

次に、109ページに飛んでいただきまして、3項児童福祉費、1目児童福祉総務費39億2,120万4,000円の増額の主なものは、説明欄一番下、子育て支援対策臨時特例事業費のうち110ページにまいりまして、子育て支援対策臨時特例基金積立金で保育所整備などの子育て支援体制の整備や児童虐待防止対策の強化を図るとともに、被災したひとり親家庭への支援や被災地の児童のこころのケアを推進するための事業等に要する経費の財源に充てるため、基金の積み増しを行おうとするものであります。その下のシステム改修事業費補助は、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の施行に伴う市町村の子ども手当支給のためのシステム改修に要する経費を補助しようとするものであります。

2目児童措置費9,402万9,000円の減額の主なものは、子ども手当・児童手当市町村支給費負担金で、市町村の所要額が当初の見込みを下回ったことにより、減額しようとするものであります。

3目母子福祉費3,813万9,000円の減額の主なものは、児童扶養手当支給事業費で、所要額が当初の見込みを下回ったことにより減額しようとするものであります。

111ページにまいりまして、4目児童福祉施設費4,340万円の減額の主なものは、療育センター管理運営費で、県派遣職員の人件費が当初の見込みを下回ったことなどにより所要額を補正しようとするものであります。

112ページにまいりまして、4項生活保護費、1目生活保護総務費3,516万7,000円の減額の主なものは、生活保護給付事務費及び指定医療機関等指導監査費で事務費の実績見込みにより所要額を減額しようとするものであります。

2目扶助費2億5,827万1,000円の減額の主なものは、生活保護扶助費で扶助費の所要額が当初の見込みを下回ったことなどにより所要額を減額しようとするものであります。

114ページにまいりまして、5項災害救助費、1目救助費のうち当部所管分の24万3,000円の減額は、災害援護資金貸付金利子補給補助及び災害救助基金積立金で、所要額が当初の見込みを下回ったことなどにより減額しようとするものであります。

116 ページにまいりまして、4 款衛生費、1 項公衆衛生費、1 目公衆衛生総務費 10 億 3,334 万 4,000 円の減額の主なものは、説明欄の上から 2 番目、母子保健対策費のうち周産期医療情報連携システム整備事業費補助で、今般の大震災津波の影響により、周産期電子カルテなどのシステム整備の着手がおくれたことから医療機関への導入に係る所要額を減額しようとするものであります。

一方、その下の妊婦健康診査臨時特例基金積立金は、妊婦健康診査事業に要する経費の財源に充てるため、基金の積み増しを行おうとするものであります。

また、説明欄の下から 3 番目、被災地健康維持増進費は避難所における健康管理活動が災害救助費の対象となったことに伴い当該事業の所要額を減額しようとするものであります。

2 目結核対策費 1,091 万 5,000 円の減額の主なものは、結核健康診断、予防接種及び結核医療費で医療給付費の見込額が当初の見込みを下回ったことにより所要額を補正しようとするものであります。

117 ページにまいりまして、3 目予防費 3,790 万 5,000 円の増額は、説明欄の一番下子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時特例事業費のうち子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時特例基金積立金で、子宮頸がんワクチン、予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種を促進するための事業に要する経費の財源に充てるため、基金の積み増しを行おうとするものであります。

118 ページにまいりまして、4 目精神保健費 4,091 万 4,000 円の増額の主なものは、説明欄下から 3 番目、自殺対策緊急強化事業費のうち自殺対策緊急強化基金積立金で相談支援体制の整備、人材養成、普及啓発など緊急的な自殺対策を推進するための事業に要する経費の財源に充てるため、基金の積み増しを行おうとするものであります。

次に、説明欄の一番下、被災地こころのケア対策事業費のうち、災害医療講座設置運営寄附金は、今般の大震災津波における精神疾患や精神的問題に関する予防等早期発見、早期支援が可能となる体制の構築に関する研究と人材育成を行うため、岩手医科大学に寄附講座を開設しようとするものであります。

5 目高齢者保健費 5,262 万 2,000 円の減額の主なものは、医療療養病床転換事業費補助で、病床転換事業の実施がなかったことから所要額を減額しようとするものであります。

119 ページにまいりまして、6 目環境保健研究センター費 455 万 1,000 円の減額は、管理運営費及び試験研究費で、事業費の実績見込みにより所要額を減額しようとするものであります。

次に、125 ページに飛んでいただきまして、3 項保健所費、1 目保健所費 1 億 1,360 万 8,000 円の減額の主なものは、管理運営費で保健所職員の給与等の減額改定や欠員等に伴う人件費 1 億 1,028 万円余の減のほか、保健所運営に要する事務的経費など管理運営に要する経費について所要額を減額しようとするものであります。

126 ページにまいりまして、4 項医薬費、1 目医薬総務費 6,821 万 5,000 円の増額の主な

ものは、管理運営費で本庁及び県立高等看護学院等の衛生部門に従事する職員の人件費、事務費など管理運営に要する経費について所要額を補正しようとするものであります。その内訳は、給与等の減額改定や欠員等に伴う職員の人件費の減が 374 万円余、過年度の国庫補助事業等の事業費確定に伴う国庫支出金返還金等の増が 7,522 万円余などであります。

2 目医務費 311 億 2,340 万 3,000 円の増額の主なものであります。127 ページにまいりまして、説明欄上から 2 番目、救急医療対策費のうち DMA T 情報通信機器整備事業費補助は、災害急性期に救急医療を行う DMA T チームを有する災害拠点病院に DMA T が現場活動時に使用するデータ通信が可能な衛星電話の整備に係る経費を補助しようとするものであります。

128 ページにまいりまして、説明欄上から 5 番目、在宅医療普及促進事業費補助は、在宅療養支援体制の推進を図るため、釜石保健医療圏をモデルに医療、介護、福祉が連携する釜石医療情報ネットワークの整備に係る経費を補助しようとするものであり、所要額が当初の見込みを上回ったことなどにより、所要額の補正を行おうとするものであります。

次に説明欄下から 4 番目、地域医療再生等臨時特例基金積立金は、仮設診療所の整備、被災医療提供施設の機能回復の支援等による被災地における医療提供体制の再建や災害時医療提供体制の強化を初め全県的な取り組みとして周産期医療や小児医療、救急医療の充実強化のほか、革新的な医療機器の開発の促進を図るための事業に要する経費の財源に充てるため基金の積み増しを行おうとするものであります。

次に、説明欄下から 2 番目、被災地医療確保対策事業費のうち緊急支援事業費補助は被災医療機関の施設修繕及び機材の再取得のほか、移転改築等に要する経費について所要額が当初の見込みを上回ったことから、所要額の補正を行おうとするものであります。

次に、その下の被災県立病院医療提供体制確保事業費補助は、被災県立病院の仮設診療施設の整備等に要する経費を補助しようとするものであります。

次に、その下の被災市町村保健医療複合施設整備事業費補助は、被災市町村が復興事業として行う医療等複合的な機能を有する施設の整備に要する経費を補助しようとするものであります。

3 目保健師等指導管理費 8,117 万円の減額の主なものは、説明欄上から 2 番目、看護職員確保対策費で、看護師等養成所運営費補助などが当初の見込額を下回ったことにより所要額を減額しようとするものであります。

次に、説明欄上から 4 番目、看護師等養成所施設整備費は、県立一関高等看護学院の移転整備に係る工事請負費及び工事監理委託業務等の契約実績に基づき所要額を減額しようとするものであります。

一方、説明欄下から 2 番目、被災地看護職員確保支援費補助は、被災地の医療機関や社会福祉施設等で不足している看護職員等を確保するための取り組みを支援しようとするものであります。

129 ページにまいりまして、4 目薬務費 7,445 万 4,000 円の減額の主なものは、被災地薬

局機能確保事業費補助で、補助対象の調剤薬局のうち一部が翌年度以降に施設設備の整備を行うこととなったため、所要額を減額しようとするものであります。

次に、218 ページに飛んでいただきまして、11 款災害復旧費、4 項庁舎等施設災害復旧費、1 目庁舎等災害復旧費 11 億 3,042 万 9,000 円の減額のうち、当部所管分は看護師養成所災害復旧事業費 2,372 万 8,000 円の増額でありまして、今般の大震災津波により被災した県立一関高等学院の校舎解体工事及び寄宿舎のボイラー修繕を行おうとするものであります。

219 ページにまいりまして、5 項保健福祉施設災害復旧費、1 目社会福祉施設等災害復旧費 56 億 7,863 万 9,000 円の減額であります。いずれの施設等の災害復旧事業費補助も今年度の補助対象経費の確定により、所要額を減額しようとするものであります。

次に、繰越明許費について説明申し上げます。再びお手元の議案（その3）の11ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正の表中、当部関係は12ページにまいりまして、3 款民生費 55 億 9,836 万 8,000 円、4 款衛生費 163 億 8,880 万 1,000 円のうち、13 ページにまいりまして、2 項環境衛生費を除く 26 億 9,055 万 7,000 円及び 21 ページに飛んでいただきまして、11 款災害復旧費 2,271 億 5,767 万 2,000 円のうち、23 ページに飛んでいただきまして、4 項庁舎等施設災害復旧費の一部 2,823 万 9,000 円と、24 ページにまいりまして、5 項保健福祉施設災害復旧費 15 億 7,720 万 8,000 円で、合わせまして 98 億 9,437 万 2,000 円、18 事業であります。繰越明許費の内容につきましては、便宜お手元に配付しております資料、保健福祉部関係の繰越明許費一覧により御説明申し上げます。申しわけございませんが、資料2ですけれども、繰越明許費一覧をごらんいただきたいと思います。お手元の資料、保健福祉部関係繰越明許費一覧の中で、3 款民生費、1 項社会福祉費は高齢者サポート拠点等設置運営費補助以下7事業 47 億 6,501 万 4,000 円ですが、いずれの事業も震災などの影響により、関係機関との調整に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が困難となったものであります。

3 項児童福祉費は、児童養育支援ネットワーク事業以下3事業 8 億 3,335 万 4,000 円ですが、いずれの事業も震災などの影響により事業実施に係る計画設計に不測の日数を要したことなどから年度内の事業完了が困難となったものであります。

4 款衛生費、1 項公衆衛生費の母子保健対策 9,225 万 3,000 円は、震災などの影響により周産期医療情報ネットワークシステム改修等に係る計画設計に不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が困難となったものであります。

4 項医薬費のドクターヘリ病院間搬送対応施設整備事業費補助 150 万円は、震災などの影響によりヘリポート整備の計画設計に不測の日数を要したことから年度内の事業完了が困難となったものであります。

次に、被災地医療確保対策事業費補助 25 億 9,680 万 4,000 円は事業実施に係る計画設計に不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が困難となったものであります。

11 款災害復旧費、4 項庁舎等施設災害復旧費の福祉の里センター災害復旧事業と看護師

養成所災害復旧事業の2事業2,823万9,000円ではありますが、いずれも事業実施に係る計画設計に不測の日数を要したから年度内の事業完了が困難となったものであります。

5項保健福祉施設災害復旧費は、障害者支援施設等災害復旧事業費補助以下3事業15億7,720万8,000円ではありますが、いずれの事業も国や施設運営法人などの関係機関との調整に不測の日数を要したことなどから年度内の事業完了が困難となったものであります。

次に、債務負担行為補正について御説明申し上げます。再びお手元の議案（その3）の25ページをお開き願います。当部関係は1の指定管理者による療育センター管理運營業務であり、期間は平成23年度から平成28年度までとし、限度額につきましては16億8,600万円に設定しようとするものであります。

次に、議案第66号平成23年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。再びお手元の議案（その3）の30ページをお開き願います。

31ページから32ページにかけましての母子寡婦福祉資金特別会計の歳入歳出予算の補正額はそれぞれ1,613万3,000円の増額であり、補正後の予算総額は3億7,235万2,000円となります。以下項目ごとに内容を御説明申し上げますが、便宜予算に関する説明書により説明させていただきます。

再びお手元の予算に関する説明書の247ページをお開き願います。歳入1款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金126万8,000円の増額は、母子福祉資金貸付金の財源の一部とするため、一般会計からの繰り入れを行おうとするものであります。

248ページにまいりまして、4款県債1項県債、1目県債1,486万5,000円の増額は母子福祉資金貸付金の財源の一部とするため、国から母子寡婦福祉資金貸付金の借り入れを行おうとするものであります。

249ページにまいりまして、歳出の1款母子寡婦福祉資金貸付費、1項貸付費、1目母子福祉金貸付費1,680万8,000円の増額は貸付金が当初の見込みを上回ったことによるものであります。

250ページにまいりまして、2項貸付事務費、1目貸付事務費67万5,000円の減額は、貸し付けに係る事務費が当初の見込みを下回ったため、所要額を減額しようとするものであります。

以上が保健福祉部関係の補正予算の内容であります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○喜多正敏委員長 議案第65号及び66号の審査の途中ですが、この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の説明に対し、質疑はありませんか。

○関根敏伸委員 関連すると思いますので、一体的にちょっと状況を聞かせてください。

生活福祉資金の貸し付けの部分と母子寡婦福祉資金の貸し付けの部分とそれぞれ増額になっております。震災の影響もいろいろあるのかなと推察しているわけでございますけれども、それぞれの事業の申し込みであるとか、貸し付けの決定の状況であるとか、地域的な部分であるとか、どういった状況にあるのか、まずその状況をちょっと教えていただきたいと思っております。

○小田原地域福祉課総括課長 まず、生活福祉資金についてでございますけれども、リーマンショック以降、本県におきます生活福祉資金の利用状況でございますが、非常にふえてございまして、そのために市町村の社会福祉協議会の担当職員につきましては、現在 38 名ほど増員して対応しているところでございます。なおかつ今回の震災によりまして、新たに生活復興支援資金というものも出てまいりまして、現在それらの被災者で低所得者の方々が利用している件数については 41 件ほどになってございます。年々ふえているところでございます。これに対して貸し付け原資、今回国のほうが平成 26 年度までの見込みとして貸し付け原資が提供されましたので、それを補正するものでございます。

○奥寺児童家庭課総括課長 母子福祉資金の貸し付けの状況でございますけれども、大幅とは言えませんが、やはり一定程度増加しておりまして、通常はこの資金の場合は子供の進学等に伴う修学資金とかが圧倒的な部分でございますが、その部分は余り変わりございませんが、今回少しふえておりますのは住宅資金というのが少し通常より、10 件とは言いませんけれども、五、六件ぐらい、全県でそれぐらいふえていると。それから、あとは転宅資金というのも同じぐらいの数で、ふだんはそれほどないのですが、今回はちょっとそれを利用される方がふえているということで、沿岸部からの転宅、転居に伴うそういった貸し付けを利用されているものと考えてございまして、やはり震災に伴う住居の確保あるいは引っ越し等に伴うそういった需要が一定程度出ているものと、それらを利用しているものと考えておるところでございます。

○関根敏伸委員 生活福祉資金の状況ちょっとわかりづらかったものですから、もしわかれば貸し付けの決定の件数でありますとか、資金の状況、貸付金額の状況あるいは震災前と比較してどんな状況になっているのかとか、その辺の状況がもう少し詳しくわかればちょっと教えていただきたいなと思っております。

○小田原地域福祉課総括課長 生活福祉資金の貸し付け状況でございますけれども、平成 18 年度には貸付件数 213 件でございました。貸付金額は 2 億 3,000 万円余という状況でございましたが、リーマンショック以降年々ふえてございまして、平成 23 年度では貸付件数 3,029 件、貸付金額におきましては 9 億 150 万円余という状況になってございまして、件数的には 10 倍以上、金額につきましても 5 倍以上という状況になってございます。今回貸し付け原資につきましては、平成 26 年度末までの貸し付け原資の不足と見込まれる金額 6 億 2,700 万円余、これが国のほうから原資として提供されておりまして、県の社会福祉協議会のほうに貸し付け原資として提供するものでございます。

○関根敏伸委員 わかりました。相当数件数等も伸びているのですが、基本的なところを

ちょっと聞きますが、そうすると今回補正をして、合計で26億3,800万円、これは平成26年度までの貸付金の総額ということですか、それともあくまで預託をして、これを膨らませて、総枠としての貸付枠が決まるということですか、制度をちょっと教えてください。

○小田原地域福祉課総括課長 平成18年度当時ですと貸し付け原資につきましては返済額を運用しましてうまく回っていったところがございますけれども、貸し付け利用者がふえておりましたので、償還金だけでは賄えなくなってきた、運用できなくなったということがございます。したがって、新規の貸し付けに対応していくために貸し付け原資を増額、増資する必要があるという状況になっているところがございます。

○関根敏伸委員 要するに、資金全体を回っていくようにするために増額したようですが、もう1点聞きたかったのは26億3,800万円という額が平成26年度までの貸し付けの総額ということなのか、預託をして金融機関にさらに膨らませて資金枠がふえているのか、そこちょっと教えていただきたいのですけれども。

○小田原地域福祉課総括課長 これからの貸し付け利用者の件数の伸びがどの程度になるかというところがなかなか予測しにくいところがございます。既にリーマンショック以降、かなりの件数が貸し付け、利用されておりますので、その方々の返済、償還分というのが入ってくると思いますけれども、そういったことも見込みながら貸し付け利用者に対して原資が不足しないようにということで確保していく予算でございます。

○関根敏伸委員 わかりました。そして、社会福祉協議会に委託して各地域の社会福祉協議会で受けて、県のほうで決定するという仕組みになっていると思いますが、社会福祉協議会の職員そのものを増員されていらっしゃるようですが、今回の補正の中で専門相談員の配置という部分の予算も見られているようですが、どの程度の相談員が配置されるのか、生活福祉資金だけの貸し付け対応のための相談に応じるのか、どういったお仕事をそういった方々が行っていくのか、ちょっとそこを教えてください。

○小田原地域福祉課総括課長 県内の各市町村社会福祉協議会のほうからその職員体制につきまして御要望をお伺いし、リーマンショック以降につきましては25名、県内の市町村に対応し、今回の被災の関係で、さらに23名ほど増員しているということで48名ほど県内各市町村社会福祉協議会のほうに配置させていただいているところがございます。

○関根敏伸委員 わかりました。最後に、申し込みに対しての応諾の状況というのがどのようなものなのか、もちろんすべて申し込みされたものがいろんな条件の中で審査をされて決定されると思うのですけれども、こういう状況の中である程度借りやすい状況と申しますか、そういったことも含めて資金の用途をしっかりと立てられるような体制とっていかねばならないと思うのですが、申し込みに対しての応諾の状況とか、今の状況がどうなっているのか聞かせていただけますか。

○小田原地域福祉課総括課長 詳細な数字は今持ち合わせておりませんが、東日本大震災津波によりまして制度改正がございまして、できるだけ被災者の方々が利用しやすいようにということで保証人のある方については無利子、そして保証人がつかない方につ

いては 1.5%ということでございます。さらに緊急小口、緊急に要するお金については 10 万円、複数世帯については 20 万円という緊急小口が新たに創設されたわけですが、これにつきましても岩手県内では 3,000 件弱の方々の利用ということになってございまして、震災によりまして緊急な資金需要に対応してこれらの資金が利用されていると認識しております。

○神崎浩之委員 生活福祉資金、それから社会福祉協議会の修学資金、それから介護サービス施設等整備臨時特例基金、それから社会福祉施設等災害復旧費の 4 点についてお聞きしたいと思います。

まず、生活福祉資金貸し付けであります。これは従来からあった制度であります。今回さらに震災を受けて生活復興支援資金というのが追加されております。貸し付けの課題、それから貸し付け以外の専門相談員、生活支援員の活動にかかわる課題についてお聞きしたいと思います。

まず、貸し付けについて、大幅な増額となってこれは喜ばしいことでもあります。心配なのは回収のほうというのはどうしていくのかなという疑問があります。生活が苦しい中でお金を借りて、そして返済していくと。大方の財源が国から来るから回収しなくてもいいのかなというのもあるのではあります。この回収というのはこれから大きな課題になっていくと思うのですけれども、ましてや福祉の貸し付けでありますから、非常に取り立てづらいということだと思っております。これについてどのような対応をこれからしていくのかということが一つ目の質問であります。

それから、どさくさに紛れて暴力団が借りているというようなことがあるわけなのですが、これについて本県の現状についてお伺いしたいと思います。

それから、もう一つの専門相談員の配置、その中の生活支援相談員についてであります。これも仮設住宅を回るということで、岩手県としては 200 人ぐらい応募したという経過があると思います。緊急で、そして現地での雇用の確保という性格もあったわけですが、実際生活支援相談員に対する苦情とか、それから逆に生活支援相談員の悩みとか、そういうものがあるとすれば教えていただきたいなど。また、内陸のほうにも被災者の方が避難されているわけですが、プレハブの中の仮設住宅の生活支援相談員の訪問というのはよくテレビでも出てきているわけなのですが、内陸のみなし仮設、それから親族宅というようなところに避難されている方の生活が心配であるわけですが、内陸部での生活支援相談員の活動状況についてお伺いしたいと思います。

○小田原地域福祉課総括課長 まず、生活福祉資金の貸し付け返済がなかなか難しいケースに対する対応というお尋ねでございますけれども、職員が国のほうから支援していただいていたので、そういったことで岩手県社会福祉協議会のほうで研修をしながら各地で適切な活動ができるように支援しているところでございます。

それから、暴力団の関係でございますけれども、特に宮城県のほうで大きく報道された

ところでございまして、岩手県につきましても暴力団員で被災した方について利用された方が3件ほどございまして、その方については必ずしも周知徹底されていなかったと思います。申込書のほうに暴力団員は利用できませんということを記述しているのですが、そのことを理解していただきまして、返済していただいたという事例がございまして。周知をしっかりとっていくということと、身元をしっかりと押さえていくということが肝要かと思っています。

職員の配置につきましては、現在の震災対応の財源につきましては、国のほうから手厚い支援があるわけがございますけれども、単年度、単年度という予算の中でやりくりしているということですので、職員にしっかりと制度を理解して対応していただくということがこれから本当にその生活福祉資金を利用したほうがいいのか、あるいは生活保護制度とか、他の制度を利用したほうがいいのかとか、そういったところを見極めていくということも非常に重要なことになると思いますので、そういった意味で長期的に採用できるような予算措置をしていただけると非常にありがたいということで国のほうにもそういった要望をしているところでございます。

次に、生活支援相談員についてでございますけれども、これについての具体的な苦情ということは、私どものほうには上がってきていません。ただし、生活支援相談員について、各市町村の社会福祉協議会では、所要人員を確保できないということもございまして、現地での人材確保に苦慮している市町村が幾つかございます。それから、内陸のほうの仮設住宅とか、みなし仮設住宅のほうに避難している方々がございまして、内陸の市町村社会福祉協議会にも配置していただいているところでございますけれども、現在多くの被災者が内陸に入ってきている一関市においては生活支援相談員の配置ができておりません。したがって、見守りとかについては民生委員の方々に対応していただいているということでございますので、この辺が今後の配置につきましては一関市社会福祉協議会のご理解などを——これまでも求めてはいるところでございますけれども、さらにそういった活動をしながらかつていきたいと思いますと考えているところでございます。

○**神崎浩之委員** 冒頭話したわけなのですが、福祉資金の回収というのはこれから大変な仕事になってくると思うのです。ということでもありますので、ぜひ県のほうでも、実質は社会福祉協議会の職員が現場に当たられると思いますが、支援していただきたいと思っております。

次に、社会福祉士及び介護福祉士修学資金であります。これが県内にとどめるということであるわけなのですが、実際に県外の養成施設に通っている方も対象になるのかどうかということを確認させていただきたいと思っております。

○**高橋企画課長** 今般の補正によります事業の制定につきましては、国の補助金交付要綱に基づくものでございますが、本県独自の運用の見直しとして、県外の施設に在学する者についても貸し付けの対象にするよう考えております。事業化に当たりまして、県外での養成施設で現に県で借り受けを受けている方がどれぐらいいらっしゃるのかというのを調

べまして、把握できた分の直近3カ年で23人ほどいらっしゃるということがわかっております。新年度以降になりますけれども、予算設計としましては新規貸付枠を60人ほどに設定して、うち10名は県外の施設での在学者という形で考えております。

○**神崎浩之委員** これはこの補正予算の説明会では、新規というようになっているわけなのですが、これはもう十何年も前から実はやっていると思うのですが、新規といった中には何か貸し付けの対象が広がったとか、そういう意味なのかどうか、この真偽についてちょっと確認したいのですが——今の説明の中で60人中10人は県外ということなのですが、県内の養成学校に入った子供たちはどちらかというと県内に就職する確率が高いので、逆に私は県外の学校に行った、そういう生徒をまた戻していくという、県内で定着を図るという意味で60人のうち10人ということではなくて、逆に県外の施設に勉強に行ってきた子供たちがまた県内に戻るような、そういうような趣旨で進めていただきたいと思うのですが、今の2点についてお願いいたします。

○**高橋企画課長** 修学資金の貸付制度につきましては、最初は平成5年度に県が条例に基づいて、県が直接貸し付けるという制度で始まったものでございますが、これにつきましては平成16年度に貸し付け希望者の減少等を背景に終了しております。その後、平成21年度に国のほうが介護職員等の緊急確保を目的として補助制度を設けまして、県が直接貸し付けるほかに県からの補助を受けた、公的団体が貸し付けを行うといったような制度の見直しもありまして、平成21年度からは県社会福祉協議会が貸付者となって事業実施しております。今回国において第3次補正で、またこの制度について措置したわけですが、今回は現行の介護人材の緊急確保という目的から被災地での介護人材の流出防止であるとか、あるいは定着支援といったような目的にした形で変わっております。貸付金額等について変更はございません。そういったような変遷をたどっておる制度でございます。

2点目として、県外についてですけれども、実は23人把握したうちの16名は宮城県ということで、比較的県内あるいは近いところに進学されている方が多いのかなと。一方、東京都の方面についての聞き取りでは、大体2割弱ぐらいは県外からの者だということであるけれども、ほとんど関東近郊の者だということ、具体的なこちらからの進学者等はちょっと教えてはいただけなかったのですけれども、そういったような状況がございます。実際県外に貸し付けるのは、今回初めてになるものですから、どういったニーズが出てくるかとか、あるいは貸し付け事務の手続なり、円滑にできるのかとか、そういったようなことの制度を動かしながら検証して必要な見直しを続けていく必要があるかなと考えております。貸し付けの期間としましては、来年度以降、平成28年度までの5年間新規貸し付けを継続するという内容ですので、その間に必要な検証、見直しはしていきたいと考えております。

○**神崎浩之委員** 県内への定着を図るということでありまして、一関から結構仙台の学校に通っている方がいます。奥州のほうから東北福祉大に通っている方もいるのです。ということで、その方がこのままだと宮城県に就職してしまう可能性があるのですよ。とい

うこともありますので、ぜひその辺精査していただいて、私は県外の施設に通った人たちを戻すのが趣旨だと思っておりますので、ぜひ御努力をいただきたいと思えます。

最後なのですが、福祉施設の災害復旧状況なのですが、老人福祉費の中に介護サービス施設整備等臨時特例基金積立金ということで介護基盤の復興整備ということであつたわけであり、それから災害復旧費の中の社会福祉施設等災害復旧費ということで障害者支援施設、老人福祉施設、社会福祉施設、児童福祉施設と書いてあるのですが、どちらも今回被災で施設が打撃を受けた施設に対する復旧の支援だと思つていますが、どこが違うのかなということをお聞きしたいと思えます。

それから、この予算の説明書の 219 ページの災害復旧費のほうで補助率がおのおのによつて変わつてゐるわけなのですが、例えば障害者支援施設は6分の5とか、4分の3とか、2分の1から40分の39とかと書いてあるのですが、この点についてもう少し詳しく説明をお願いしたいと思えます。

○岡村長寿社会課総括課長 私からは、老人関係の災害復旧についてお答えしたいと思えます。

一つは、先ほど基金のほうで、災害を受けた施設に対する補助ではなくて、今回補正での積み増しの中に10億8,000万円ほど地域包括ケアとか、そういう既存の補助制度で対象にならない多機能スペースであるとか、あるいはショートステイの居室などは、小規模のところは作らなければならないのですが、そういうものを1カ所3,000万円くらい規模で被災地について復興支援の意味もありまして、これは被災施設に限らず沿岸部を手厚く、内陸部のほうを対象に平成24年度事業で執行する予定で積み増しをしようとしているものでございます。1カ所3,000万円ですと、36カ所相当ということになるかと思えますが、複数の箇所を沿岸部なんかでやれば、内陸のほうは少し散漫な形になるかと思えます。

積み増しのほうですが、災害復旧のほうに災害復旧費の補助で対象にならない自前で整備したグループホーム等、例えば営利法人等で既存の建物を改修してグループホームとして使用していたというようなものが今回県内ですと4カ所ほどございまして、2カ所については改修あるいはもう一カ所は移転改築のための経費で、これは今回の基金で補助対象としているものでございます。

災害復旧費のほうにつきましては、特別養護老人ホームとか、社会福祉施設を中心に既存の補助制度で整備されたものについての助成でございますので、これらについては例えばデイサービスセンター等については、補助率が低いとか、特別養護老人ホームとか、そういう介護を要するような施設については補助率が上がるとか、障がい者であるとか、児童の施設も国庫補助制度が今回の被災程度とか、そういうもので補助率が変わつてゐるという取り扱いになつてゐるものでございます。

○神崎浩之委員 今回の点なのですが、障害者支援施設、それから児童福祉施設等で、やはり補助率が違つてゐるのですが、そういうような考えでよろしいのかどうか。

○朽木障がい保健福祉課総括課長 通常の場合、4分の3補助で社会福祉施設整備の補助

率は決まっているわけですが、今回大震災の災害復旧に当たっては補助率のかさ上げをするということで国の方から通知がありまして、6分の5という補助率になっているということでございます。

○**神崎浩之委員** この災害復旧費の対象外の小さい民間の施設が介護サービス施設整備等特例基金で救われるということで大変よかったなと思っております。それで、災害復旧費のほうの社会福祉施設等災害復旧費ということで、6分の5ということで本当にそれぐらい来るのかなと心配されたのですが、大体6分の5で来ているようなのですが、施設のほうで被害を受けた中で、申請したのですけれども、こういうものは対象外と言われたとか、対象の分については6分の5でオーケーなのですが、これがやられたのでこれを申請したけれども、これはまるっきり却下されたとか、そういうような例を老人福祉関係、それから障害施設関係であれば教えていただきたいと思っております。

○**岡村長寿社会課総括課長** 今回施設整備の災害査定の中で対象経費から除外されたもの、主なものですが、例えば施設の解体撤去であるとか、それから災害廃棄物の処分等については別の制度がございますので、それらは対象外になったものがございます。

それから、備品のほうは建物の整備とは別な補助になっておりますので、車両であるとか、単独の給付か補助対象になる、そういう備品等については別の制度と。それから、建物の復旧の中で諸経費等については、諸経費の額の15%が限度という取り扱いで査定されているようでございます。

それから、通常は施設整備の際には外構工事といいますか、門扉、フェンスあるいは園庭の整備等ありますけれども、そういった中で用地の造成経費については、原則的には対象外で、ただし駐車スペースであるとか、通路であるとか、そういったものについては補助対象の部分に入っております。その他の外構等についてはおおむね補助対象として認められているという状態でございます。大体見ますと100%査定をとった施設も何カ所かございますし、おおむね90%以上はそういう中で入っているようでございます。多く削られたところは備品の整備のほうに振りかえたりという取り扱いになってございます。

○**朽木障がい保健福祉課総括課長** 障害福祉施設の場合、既に国の査定終わっているわけですが、まずは協議額の下限といいますか、80万円以下のものについては協議対象から外すということでございましたし、また先ほど岡村総括課長が述べたように、老人のほうで協議対象になったもの、協議対象外になったものについてはおおむね障害福祉施設のほうも同様な査定を受けていると把握してございます。

○**飯澤匡委員** 1点のみお聞きします。社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付事業費補助についてお伺いします。

今回の補助について趣旨は理解をいたしました。そこで、平成27年度から介護福祉士試験制度については、変更があると聞いております。まず、第1点お聞きしたいのは、現在の岩手県の介護福祉士の登録者数、それから問題は需要側とその登録者数のギャップが現在どれくらいあるのか、実数を把握しておればお知らせ願いたいと思っております。質問の趣旨

は、要は養成施設ルートの出身者の方々が平成 27 年度からこの試験の対象者となるわけで、逆にかなり狭き門になるのではないかというような懸念があります。これは国がこういう制度をしいて、より質を高めようという、そういうものがあると思うのですけれども、実際問題さらに乖離が進んでしまったのでは、養成資金幾らつぎ込んでもという、そういう危惧の念を持っているものですから、その辺の状況の把握についてどのような認識をお持ちかお知らせ願いたいと思います。

○高橋企画課長 県内の介護福祉士の登録状況でございますが、平成 23 年 3 月末現在で岩手県を現住所とする登録数が 1 万 1,588 人おります。このうち大体 64%に当たる 7,371 人ほどは介護福祉士国家試験を経て資格を取得した方と把握しております。こういった登録者と実際施設とのギャップということでございますが、定性的な話になりますが、介護保険施設事業所の職員の配置については、指定申請時に基準審査であるとか、実地指導において基準を満たして職員配置しているということは確認しておりますけれども、介護に従事する職員全体では、例えば介護労働安定センターが実施した平成 22 年度の介護労働実態調査によれば不足感を持っている施設が 40.3%あると、適当に思っている施設が 59.7%といったような状況でありまして、不足感があるのかなとうかがわれます。

また、国家試験、資格の見直しに関してですが、法改正に伴いまして、平成 27 年度の介護福祉士国家試験から、例えば実務経験 3 年以上で受験していた者に対しては、さらに実務者研修が課せられるほか、あるいは指定施設を卒業した方も国家試験を受けなければならないといった、質の確保を重視した見直しが行われましたが、委員御指摘のとおり狭き門になるというような懸念もうかがわれるといったようなところもありまして、そういったところについては養成施設側の方の御意見とかいろいろ伺いながら、県としても必要な手立て、あるいは国、あるいは関係者、関係機関等への要請等考えていく必要があるかなと思っております。そのうち新たに課せられる実務者研修につきましては、こういったものを受講する者について、先ほど来の修学資金貸付条例の貸付対象にするというような検討も国のほうでなされていると聞いております。そういった動向も注視しながら対応していきたいと考えております。

○飯澤匡委員 アンケート等の数値も御披瀝いただきまして、非常にわかりやすい答弁でした。ありがとうございます。やはり不足感が否めないというところにハードルが高くなると、それからこれから地域リハだとか、新しい観点で国の医療政策も在宅という方面に流れていくと、より一層介護との連携というものは非常に濃密になってまいりますので、ある程度高品質なものは確かに必要だけれども、ある程度パイもそろえなければならないというように大変苦慮するところだと思います。ただいま高橋課長からお話が合ったように、やはり実態に即した人材をしっかりと県としても下支えする、養成するプログラムのものをつくっていかないと、いつまでたってもこれからそういう社会が待ち受けているのに準備ができていない、さらにハードルが上がるというようなことになってしまうとまさに現場だけが大変になるというようなことが予想されます。その点について、何らかの前

向きな、前もっていろいろな施策を講じる必要があると思いますけれども、平成 27 年度からと、ことは平成 24 年ですから、3 年後にはもう始まるわけですから、今から準備しておかなければならないと思うのですが、その点について最後お聞きして、確認して終わります。

○高橋企画課長 来年度に策定を進めている、次期保健医療計画においては、国の作成指針の見直し等によりまして、在宅医療の充実、地域包括ケアの推進等を盛り込むような形で検討を進めていかなければならないのですけれども、それに先立って医療、介護、行政の関係者による在宅医療に関する意見交換、懇話会みたいなものを開催しましていろいろ状況を整理しているところでございます。やはり医療側、介護側、従事する職員の確保であるとか、あるいは指導していく職員、コーディネートの職員を育成であるとか、いろいろな課題が今の時点でも話が出ております。来年度次期保健医療計画の策定に当たって、よりその辺を掘り下げて必要な対策等について検討を進めていきたいと考えております。

○木村幸弘委員 1 点だけ福祉灯油の関係ですけれども、本会議の質疑でも議論されて、その大体のところはわかったのですが、改めて今回の灯油の補助に係る対応が沿岸 12 市町村限定という考え方で示されたということですが、例えば手元に資料をいただきましたけれども、沿岸 12 市町村以外にも、価格等の動向を踏まえての検討であるとか、あるいは既に北上市など含めて実施決定しているというところもあるわけでありまして、やはり被災地域に限定するという思いは思いとして理解するのですけれども、制度として考えたときに全県的な公平感というか、そういった観点からいうとどうなのかなということを感じておりますけれども、今回の検討に当たってここにいろいろと理由は記載いただいておりますけれども、改めて被災沿岸市町村だけではない全県的な対応ということが検討過程の中で十分考慮できなかったのかどうか、その点のところを 1 回確認しておきたいのですが。

○小田原地域福祉課総括課長 今回 9 月議会で請願採択されました以降、各市町村のほうに意向調査をし、国の支援状況あるいは東北各県の状況などを見てまいりました。なおかつ福祉灯油につきましては、今回平成 19 年度、平成 20 年度に実施を判断したときの価格より、高水準ではないという判断から、各市町村の考え方もさまざまございました。財源確保が厳しいということも聞いてございましたので、そういう中で特に沿岸被災市町村のほうにつきましては、この意向を示している市町村が多かったということもございまして、そういう財政状況が厳しい中で実施しようとする市町村を支援するという考え方があったところでございます。

そういうことで、灯油価格的には全県下を対象として実施するという状況にないという判断をしているものであります。

○喜多正敏委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、よって各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 86 号地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋企画課長 それでは、議案（その 4）、5 ページをお開き願います。議案第 86 号地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

便宜お手元に配付しております資料、条例の概要に沿って説明いたしますので、あわせてごらん願います。まず、1 の改正の趣旨であります。地域医療再生臨時特例基金の設置の目的に革新的な医療機器等の開発促進の加え、及び地域医療再生臨時特例基金条例の有効期限を平成 28 年 12 月 31 日まで延期するとともに、あわせて所要の改正をしようとするものでございます。

次に、2 の条例案の内要であります。1 つ目は条例の題名及び目的を改正するものであります。これは、国の平成 23 年度第 3 次補正予算において革新的医療機器創出促進等臨時特例交付金が措置され、同交付金を本基金に積み増すことによるものでございます。

2 つ目は、条例の有効期限を平成 28 年 12 月 31 日まで延期するものであります。この理由であります。やはり同じく第 3 次補正予算により地域医療再生臨時特例交付金が積み増しされるとともに、この積み増し分による事業期間が平成 27 年度末までとされたことにより、事業終了後の基金の精算期間等も勘案し、基金の設置を平成 28 年 12 月 31 日まで延期しようとするものでございます。

3 の施行期日であります。公布の日から施行しようとするものでございます。

最後に、4 の基金残高であります。今年度は差し引き 262 億 3,142 万円の増額となり、今年度末残高は 310 億 7,488 万円余となる見込みでございます。

2 ページにまいりまして、国の交付金の概要及び当該交付金を活用した取り組み等について御説明申し上げます。まず、1 の（1）の国の平成 22 年度からの繰り越しによる平成 23 年度地域医療再生臨時特例交付金の概要についてであります。この交付金は事業期間を平成 23 年度から平成 25 年度までとした都道府県が定める地域医療再生計画に応じ、上限額 120 億円の範囲内で交付されることとされていたものでございます。本県ほか被災 3 県に対する措置として、それぞれ交付上限 120 億円が確保され、またそのうちの基礎額部分である 15 億円については被災地の医療機能を回復するために緊急的に必要である場合に

については、前倒しして交付することを可能とされたところでございます。これまでの本県の取り組みとして、昨年9月定例会での本委員会において報告申し上げたとおり、仮設診療所整備等の応急的な復旧支援等に活用することとし、昨年10月に前倒し分15億円の交付決定を受けたところであり、今般地域医療再生計画案を取りまとめ、残りの105億円について交付決定を受けたところでございます。

その概要については、資料の(2)に進みますが、まず一つ目の取り組みとして、被災地における医療提供体制の再建を図ることとし、おおよそ48億8,000万円の基金を充当しようとするものでございます。この取り組みでは、仮設診療所等の整備のほか、被災医療提供施設の診療機能回復や早期の移転整備の支援等を行うものであります。

二つ目の取り組みとして、災害時医療提供体制の強化を図るものであり、おおよそ71億2,000万円の基金を充当しようとするものでございます。この取り組みでは、全県的な取り組みとして、今後予定されている岩手医科大学附属病院の移転整備に対応し、周産期医療や小児医療、救急医療の充実強化を図る、仮称でございますが統合医療センターの整備と、また本県の高度小児医療提供体制等の構築のため、かねてから検討を進めてまいりました県内障がい児療育の拠点である県立療育センター移転整備等、その他の取り組みを行うものでございます。なお、今後事業の具体化を進めるものにつきましては、引き続き関係者と協議を行い、必要に応じて見直すこともあり、最終的には県の予算編成を経て県議会において御審議いただくことになるものであります。

次に、2の(1)の国の平成23年度第3次補正予算による地域医療再生臨時特例交付金の概要についてであります。この交付金に基づく事業期間は、平成23年度から平成27年度までとされており、東日本大震災津波により甚大な被害を受けた地域の医療提供体制の再構築に向けて被災3県が定める医療の復興計画案の内容を踏まえて交付決定されるものでございます。なお、本県への交付額は被害の状況を勘案し、170億円から180億円と見込まれております。

次に、(2)の圏域における検討の状況等についてであります。医療の復興計画の対象となる地域は、原則として津波等による被害が甚大となった気仙、釜石、宮古及び久慈の2次保健医療圏とされており、これらの圏域で保健所を中心に医療機関、関係団体、市町村等を交えた意見交換会等を開催し、復興に向けた検討を進めているところでございます。

次に、(3)の本県の復興計画案の作成、取り組みについてであります。これまでの対象2次保健医療圏における検討や国、関係者による協議等を踏まえ、被災した医療提供施設の再建、医療連携の推進等、ICTを活用した遠隔診療等の推進及び被災地における医療人材の確保、育成と圏域を越えた災害時支援体制の強化に係る取り組みを盛り込むよう検討しており、本年度内に交付決定が得られるよう、現在計画案の作成を進めているところでございます。

次に、3の国の平成23年度第3次補正予算による革新的医療機器創出促進等臨時特例交

付金についてであります。この交付金は医療機器等の創出、開発に向けた事業を実施するために地域医療再生臨時特例基金の積み増しに必要な経費が交付されるものであります。基金に基づく事業は今後商工労働観光部が具体化を進め、実施することとしております。なお、本県への交付額は14億円が見込まれているものであります。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に質疑はありませんか。

○関根敏伸委員 最後の3番目ですが、今回目的が変わって、条例名が変わってということでもありますけれども、ちょっとこの仕組みが、商工労働観光部と保健福祉部とまたがった形になって、本来の基金の意味からいくとこの区分けというか、計画の仕方というか、事業決定の方向性というか、難しくなるのかなと思っているのですけれども、具体的にこれから14億円が新たな医療の革新的な創出に向けた交付金に来て、一体的に基金に積み増しされて、地域医療の再生の部分に使ったり、革新的な医療機器の創出に使ったりということになるのですが、この辺の仕組みをもう少しわかりやすく、どのような形になるのか教えてください。

○高橋企画課長 この最後に申しました革新的医療機器創出促進等臨時特例交付金、これにつきましては交付の決定も全く別立てでありまして、単に国のほうから既存の地域医療再生基金のほうに積み増すように求められているというものでございまして、全く別ルートです。積み増した後も経理を区分して、内訳を区分して管理するような形になるものでございます。ただ、内容としましては、医師主導による治験等も積極的に医療機関で実施できるような支援も盛り込むようにされておるものですから、そういったところで当部としましても商工労働観光部のほうをお手伝いというか、支援いたしまして、うまくそういった医工連携なりの取り組みが進むように努めてまいりたいと考えております。

○関根敏伸委員 そうすると、確認ですけれども、革新的医療機器創出促進等臨時特例交付金については従来の基金にあるものとは別立てで管理をされて、事業も革新的な医療で商工労働観光部がやる部分については、この14億円が見込まれる部分についての範囲内で事業化が決定されることになるということでしょうか。

○高橋企画課長 そうでございます。

○関根敏伸委員 私のちょっと見間違いかもしれませんが、新年度予算も提案されておりますけれども、たしか商工労働観光部のほうでは医療の革新的な創出事業に30億円ぐらいたしか予算計上していたのではないかなと思っているのですけれども、そうするとあの予算は14億円の交付金プラス商工労働観光部としての別のものから持ってきて予算立てということになるわけですか、ちょっとそこら辺……。

○高橋企画課長 この14億円分の交付申請については情報をいただいております。事業費として13億円、また進捗管理のための1億円という形で14億円の交付金手続を進めているということですので伺っております。それについての詳細は承知しておりません。

○木村幸弘委員 今回の関係は関根委員から質問があったのですけれども、いずれ県と国との関係で医療機器関連産業に対する一つの柱立ての位置づけとしてはあるので、そういっ

た観点で、医療サイドからこういうアプローチがされるということは一つの動きなのかなとは思いますが、いずれにしても、例えば商工労働観光部サイドが基本的には動くにしても保健福祉部サイドを含めあるいは医療機関など含めた産学官連携のいろんな取り組みの中で、この事業を推進していくという位置づけになろうかと思うのですが、その辺のところの考え方をもう一回聞いておきたいと思います。

それから、あと本県の地域医療再生計画の概要等を含めて関連してなのですが、例えば沿岸被災地における診療所等を含めた医療機関の取り組みの中で早期の移転整備等への支援ということで、資料では病院1カ所、診療所2カ所、歯科診療所6カ所ということになっているのですが、これは全く今被災をして、この関係する診療所、病院が仮設等も含めて仮復旧も何もしてなくてゼロから新たな形で被災地の中でこういう移転整備を行うというための部分の考え方として位置づけられているのかということを確認したいと思います。

それから、あとは医療の復興計画の策定に係る部分ですが、被災地における4圏域ですね、気仙、釜石、宮古、久慈といった圏域で、それぞれ医療の復興計画策定の検討が進められているということなのですが、それぞれの被災自治体のまちづくりや、あるいは土地利用計画などを含めてさまざまな検討が行われていく過程の中で、その地域のこの医療保健機能をどのような形で復旧、復興していくかということについて、これらの保健所を中心にした検討作業とあわせて、その全体のまちづくり復興計画との整合性とか、そういったすり合わせとか、そういった協議というのはどのように行われているのか、その点についておわかりであればお知らせいただきたいと思います。

○野原医療推進課総括課長 委員から何点か御質問ございましたけれども、2点目の本県地域医療再生計画の概要の中の早期移転整備等の部分でございます。こちらにつきましては、被災地の先生方、さまざまな形で復旧進んでございます。一つが仮設診療所を経るパターン、また国の制度などを利用して修繕をして診療する方がございます。一方、既に何人かの先生方におかれましては、被災をして新しい場所を見つけて、既に新築でもう再開されている先生方もございます。そういった医療機関に対しまして、遡及的に支援をしていきたいという形で今考えているのがこの制度でございます。

したがって、今後民間の医療機関の復興につきましては、この資料の中で本県における医療の復興計画案の作成取り組みの中で、民間診療所等の再建とございますが、この中で盛り込ませていただければと今考えているところでございます。

○高橋企画課長 まず、1点目の革新的医療機器創出促進等臨時特例交付金についてでございますけれども、国の交付金の目的としましては、医療機器の創出と、それに伴っての企業誘致であるとか、雇用創出を図ろうとするものでございますが、そういったものを進めるに当たっての現状の評価としまして、どうも日本国内では治療機器の治験を十分に行える医療機関が不足してきたことがあるのではないかと、これを挙げておまして、そういったことを行えるような医療機関を支援していくということで、そのことによって、結

果、地域住民が最先端医療を受ける機会というのもできてくるのではないかというところで産学官連携あるいは医療政策との連携を進めていくという趣旨と聞いております。

あと3点目のまちづくりと連動した検討ということでございますが、今それぞれの圏域では医療関係者、市町村、行政側も入っていろいろ今後の復興について意見交換している中で、それぞれ市町村でのまちづくり、都市計画なりの進捗の状況なりを参加者で共有して、今後の取り組みをいろいろ相談しているというようなところでございます。医療政策全体としてまちづくりの部局なりとの協議というものは改めてはまだ設けておりません。そういったところを通じて情報共有をしているという状況でございます。

○木村幸弘委員 革新的医療機器創出促進等特例交付金の関係ですけれども、例えば私の地元でも医療機器の開発に参入したいということで、いろいろと試行錯誤を繰り返している企業がございます。いろいろ意見を聞くとやはり専門的な治験を含めてかなり苦勞をされているということで、特に医療の場合は単に製造業の製品をつくるのと違って人の体の中に入るものであったりとか、いろんなものがあるものですから、そういった意味で相当ハードルも高いし、容易ではないという意見なども聞いておまして、そういった観点からこの事業を通じながら、商工労働観光部との連携の中で、当県における新たな物づくり産業としての一つの柱に位置づけられていく取り組みがより具体的な形で強化され、充実されていけばいいなと思っておりましたので、ぜひ関係する連携の対応をお願いしたいと思います。

それから、あとまちづくりとの関係なのですけれども、いろいろとこれから被災地域における生活再建あるいは住宅の復興再建等を進めていく取り組みを行っていく中で、やはり保健、医療機関との関係を含めたまちづくりの体系というのは私は非常に重要だと思っておるのです。復興公営住宅を整備するにしても、高齢者が多い復興住宅なり、あるいはいろんな土地利用の関係からさまざまなケースが考えられるのでしようけれども、そういったときに改めて医療機関や医療施設あるいは保健、福祉施設などが体系的に新たな町の中で住民にとってより利便性の高い、そういった形の中で整備をされていくというのがやはり望ましいのだろうと思うのです。そういう意味から言うとそれぞれの独自のいろんな検討や整備に向けての協議は、それはそれとして大事な作業でありますけれども、同時にトータルとしての全体にきちんとすり合わせを行った復興への方向性というか、町の姿というか、そういった取り組みの中での保健、医療、福祉サイドにおけるかかわり方というのはぜひしっかりとやってほしいと思うのですけれども、その点について小田島保健福祉部長からお考えあればお示しください。

○小田島保健福祉部長 それぞれの圏域ごとの医療、福祉、保健のあり方につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、圏域ごとに既に動き始めているところでございます。来年度の医療計画の策定に向けましてもこの会議がずっと続いて、さまざまな検討を重ねていくということでございますが、あわせてそれぞれの圏域ごとに検討された結果が、例えば市町村レベルですとかのまちづくりのあり方だとか、そういうものにうまく連動して

いくような、つながっていくような形で市町村ごとの今度は検討の中に組み込みながら動くように市町村等との連携を図り、当然保健所、広域振興局の各センターですとか、そういうところが入り込みながら一緒に議論を重ね、具体的なところを詰めていきたいと考えております。

○喜多正敏委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 87 号子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○野原医療推進課総括課長 議案第 87 号子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案につきましては、議案（その 4）の 6 ページに掲載されておりますが、便宜お配りしております資料により御説明申し上げます。

改正の概要についてであります。1 の改正の趣旨につきましては、子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時特例基金条例の有効期限を平成 25 年 6 月 30 日まで延期しようとするものであります。

2 の条例案の内容についてであります。ただいま申し上げたとおり、条例の有効期限を平成 25 年 6 月 30 日まで延期するものであります。なお、有効期限を延期する理由であります。子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時特例基金を活用して実施する事業の実施期限は平成 24 年 3 月までとされておりましたが、国の運営要領が改正され、事業の実施期限が平成 25 年 3 月まで延期されたことから基金の有効期限についても 1 年間延期しようとするものでございます。

3 の施行期日についてであります。公布の日から施行しようとするものであります。

その他、本基金の残高についてであります。平成 22 年度末時点の残高は 11 億 3,911 万円余であり、これに今年度、国からの追加交付金 5 億 539 万円余と運用益とを合わせました 5 億 611 万円余を積み立てる一方、予防接種事業を実施する市町村への補助としまして 9 億 647 万円余を取り崩すこととしております。その結果、今年度末時点の基金残高は

7億3,875万円余となる見込みとなっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に対して質疑はありませんか。

○及川幸子委員 この子宮頸がん等ワクチンの接種状況どうだったのでしょうか、対象者に対して余り進まなかったのではないかと思うのです。国の部分でも改正されたというのはもちろんですけれども、余り浸透性がなかったのではないかと思うのですが、その状況をお知らせください。

○野原医療推進課総括課長 委員から御指摘ありましたとおり、子宮頸がん等ワクチンにつきましては、子宮頸がんワクチンの配給が若干おくれまして、そういったような状況もございまして、夏ぐらいまで接種が進まなかったこともございます。しかしながら、その後は接種のほう進んでいると認識してございまして、現時点での接種率申し上げますと、12月時点での接種率、子宮頸がんにつきましては県内79.7%、ヒブにつきましては、これはゼロ歳児の接種率でございますが、74.1%、小児用肺炎球菌につきましては、ゼロ歳児72.2%となっております。本県、ことしは災害の影響もございまして、市町村の予防接種の体制も危惧されたところがございますが、夏以降沿岸被災地も含めまして、予防接種につきましては各市町村努力いただきまして、接種の状況、全国に比べましてまずは順調に推移していたのではないかと考えてございます。

○及川幸子委員 子宮頸がんが79.7%ですよね、対象が多分中学校とか高校だと思うのですが、これ以上はなかなか伸びない、もったいない部分だと思うのです。ですから、関係団体にこういうのがあるのだから受けていない人は受けるようにということをやらないと、はっきり言って3割残った人、2割ちょっとでしょうか、接種する気が余りないと思いますから、学校現場とかにもかなりの通達をしないとだめだと思います。その辺のところいかがでしょうか。

○野原医療推進課総括課長 委員から御指摘ありましたとおり、この予防接種の制度とか、また助成の仕組みなどにつきましては対象者、教育関係者、そして保護者の方々にきちっと御説明、周知するのがやはり重要でございますので、実施主体でございます市町村、そして教育現場、また医療関係団体ともこれからも連携を深めまして、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

○及川幸子委員 いずれ1年ありますので、この3割という部分、徹底して受けてもらうように、100%達成するように頑張っていたいただきたいと思います。

○喜多正敏委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 90 号介護サービス施設等整備臨時特例基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○岡村長寿社会課総括課長 それでは、議案第 90 号介護サービス施設等整備臨時特例基金条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

お手元の議案（その 4）の 11 ページをお開き願います。便宜お手元に配付してごさいます資料、介護サービス施設等整備臨時特例基金条例の一部を改正する条例の概要により説明させていただきます。

まず、1 の改正の趣旨でございますが、介護サービス施設等整備臨時特例基金の設置の目的に、平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により被害を受けた者の健康の保持増進を加え、及び介護サービス施設等整備臨時特例基金条例の有効期限を平成 25 年 12 月 31 日まで延期するとともに、あわせて所要の改正をしようとするものでございます。

次に、2 の改正の内容でございますが、資料の（3）の下、中段に点線の囲みの中に今回追加する事業等について記載してございます。既存の 4 事業に加えて介護基盤復興まちづくり整備事業、それから被災地健康支援事業の 2 事業追加するものでございます。これに伴いまして、（2）でございますが、介護サービス施設等整備臨時特例基金の設置の目的に平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により被害を受けた者の健康の保持増進を加えることとしているものでございます。これに伴いまして、（3）に記載してございますが、介護サービス施設等整備臨時特例基金条例の有効期限を平成 25 年 12 月 31 日まで延期することとしております。これら事業内容の変更に伴いまして、（1）のとおり条例の題名を改正しようとするものでございます。

次に、3 の施行期日でございますが、公布の日から施行することについて定めようとするものでございます。

次に、4 のその他でございますが、基金の額についてであります。前年度末現在高が 64 億 6,100 万円余でございますが、今年度中に国の第 1 次、第 3 次の補正予算により交付された積み増し分及び今年度中の運用益等を積み立てることによりまして、合わせて 69 億 4,000 万円余が増加してございます。これに平成 23 年度中に事業執行に伴う取り崩し 56 億 900 万円余が減少しているところであり、差し引き 13 億 3,000 万円余が増加してございます。今年度末の基金残高見込みは 77 億 9,298 万 6,000 円の見込みでございます。

なお、裏面のほうに今回追加となる介護基盤復興まちづくり整備事業及び被災地健康支援事業の概要について記載してございますので、御参照願います。

なお、今回の条例の改正により追加する事業につきましては、これを行うため、先ほど御審議いただきました2月補正予算によりまして国の交付金49億1,000万円余を財源として基金の積み増しを行うものでございます。平成24年度において、これらについては実施しようと考えているところでございます。

以上で御説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第91号障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○朽木障がい保健福祉課総括課長 障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例、議案第91号について御説明をいたします。

議案（その4）、12ページをお開きください。便宜お手元に配付しております資料により御説明いたしますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

まず、改正の趣旨であります。障害者自立支援対策臨時特例基金の設置目的に東北地方太平洋沖地震及び津波により被害を受けた居宅介護事業所等に対する支援等を加えるとともに同条例の有効期限を平成25年12月31日まで延期しようとするものであります。

次に、改正する条例案の内容であります。基金の設置目的につきましては、その財源となる国の交付金の交付要綱におきまして目的が定められており、今般国の第3次補正予算により本年度中に基金が積み増しされることとなり、被害を受けた居宅介護事業者等に対する支援及び被害を受けた者に対する安定した障害福祉サービス等の提供を図るための事業が追加されたことから、基金条例第1条の設置目的にも同事業を加えるものであります。

また、同基金より事業の実施期間が平成25年3月まで1年間延期されるとともに、国の交付金運営要領が改正され、事業の精算期限も平成25年12月31日まで延期できるとされたことから、条例附則第2項において基金の有効期限を同様に平成25年12月31日まで延期しようとするものであります。

施行期日につきましては、公布の日からとするものであります。

最後に、基金残高でございますが、平成 22 年度末残高は 22 億 3,800 万円余、今年度新たに積み増しする額が 16 億 8,500 万円余、今年度の執行を 17 億 2,800 万円余と見込んでおりまして、今年末の残高は 21 億 9,400 万円余と見込んでいます。

なお、新たに追加する事業の概要につきましては、資料の裏面をごらんいただきたいと思っております。

以上で御説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いします。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 92 号自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○朽木障がい保健福祉課総括課長 自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例案について御説明をいたします。

議案（その 4）、13 ページをお開きいただきたいと思います。なお、便宜お手元にある資料により御説明をいたします。

まず、改正の趣旨であります。自殺対策緊急強化基金条例の有効期限を平成 25 年 12 月 31 日まで延期しようとするものであります。

次に、改正する条例案の内容であります。今般国の第 3 次補正予算において、地域自殺対策緊急強化交付金が措置されたことにより、本年度中に自殺対策緊急強化基金が積み増しされることとなったことに伴い、基金の管理及び運営について定めている地域自殺対策緊急強化基金管理運営要領が改正されまして、同基金の事業実施期間が平成 25 年 3 月まで 1 年間延期されるとともに精算期限も平成 25 年 12 月 31 日まで延長することができることとされたことから、条例附則第 2 項において基金の有効期限を同様に平成 25 年 12 月 31 日まで延期しようとするものであります。

施行期日につきましては、公布の日からとするものであります。

最後に、基金残高であります。平成 22 年度末残高は 1 億 7,484 万円余、今年度新たに積み増しする額が 2 億 7,260 万円余、今年度の執行を 8,801 万円と見込んでおり、今年度

末の残高は3億5,947万円余と見込んでいます。

以上で御説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第93号妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○奥寺児童家庭課総括課長 それでは、議案第93号妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案につきましては、議案（その4）の14ページに掲載されてございますが、便宜別途お配りしております資料により御説明を申し上げます。妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例の概要でございます。

1の改正の趣旨につきましては、妊婦健康診査臨時特例基金条例の有効期限を平成25年9月30日まで延期しようとするものでございます。

2の条例案の内容についてでございますが、ただいま申し上げましたとおり、条例の有効期限を平成25年9月30日まで延期するものでございます。なお、有効期限を延期する理由でございますが、妊婦健康診査臨時特例基金を活用して実施する事業の実施期限は平成24年3月までとされていましたが、国の運営要領が改正され、事業の実施期限が平成25年3月まで延期されたことから、基金の有効期限につきましても1年間延期しようとするものでございます。

3の施行期日についてでございますが、公布の日から施行しようとするものでございます。

その他本基金の残額についてでございますが、平成22年度末時点の残高は4億1,813万円余であり、これに今年度国からの追加交付金1億5,760万円余と運用益とを合わせました1億5,865万円余を積み立てる一方、妊婦健康診査を行う市町村への補助としまして、2億7,572万円余を取り崩すこととしております。その結果、今年度末時点の基金残高は3億106万円余となる見込みとなっております。

以上で説明終わります。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第99号やさわの園改築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○朽木障がい保健福祉課総括課長 議案（その4）の27ページをお開き願います。議案第99号やさわの園改築（建築）の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明を申し上げます。

便宜お手元に配付しております説明資料により説明させていただきますので、説明資料の1ページをお開き願います。やさわの園改築（建築）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。工事名は、やさわの園改築（建築）工事、工事場所は花巻市高松地内。契約金額は4億6,777万5,000円で、請負率は89.81%でございます。請負者は、株式会社高光建設、請負者の住所は資料に記載のとおりであります。工期は360日間で、平成23年度から平成24年度までの2カ年の債務負担行為であります。なお、お手元の説明資料については2ページに入札調書、3ページから6ページには条件付一般競争入札公告となっております。本工事につきましては、年度当初に事業実施することとしておりましたが、大震災津波に伴い、事業を休止していたものであり、12月定例会において工期変更に伴う債務負担行為の限度額変更について承認を得た上で工事入札を1月に実施したところであります。また、平成23年度当初予算で計上していた改築整備費につきましては、建設予定地の埋蔵文化財発掘調査に要する経費を除いて2月補正予算案で減額補正を提案しているとともに平成24年度当初予算案において改築整備費を9億円余計上しているところであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 やさわの園は私は何回か行っているのですけれども、大分老朽化して、

本当に劣悪な環境というか、本当によく頑張ってやっていたなと思っております。それで、今回のやさわの園というのは、部屋は個室になっているのか、それともやっぱり多床室なのかというところをまず確認させてください。

それから、予定地というのは学校の跡地、グラウンドだったのでしょうか。そこには体育館があって、その体育館を利用していろんな音楽療法とかをやっていたと思うのですが、それらについてはそのままそこで継続するのか、それとも今回の新たなやさわの園で実施していくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○朽木障がい保健福祉課総括課長 新しいやさわの園の利用者の居室についてのお尋ねでございますけれども、建物の規模でございますが、入所定員 46 名となっております。障がい特性、自閉性の非常に強い方々、重い方々の特性に配慮いたしまして、個室を 42 室、42 名分整備をすることにしております。また、個室での不安を訴える利用者もおりますので、そういう方々のためとか、あるいは車いす利用者の対応として 2 人部屋を 2 室整備することとしてございます。

それから、建設予定地につきましては、現在グラウンドになっているところでございますけれども、前の花巻養護学校の校舎でございますが、現在そこでは作業をしたり、会議をしたり、そういったことに使われておりまして、そこは引き続き作業スペースなどを考えて使っていきたいと考えております。

○神崎浩之委員 建物も劣悪な環境でありましたし、それからやっぱり重度な方がいて、柱をかじったり、張り紙を食べたりということで、本当に大変なお仕事だなとつくづく思っておりました。みんなで見に行ってもいいくらいのところなのでありますけれども、そんなことで、あとは職員の配置基準も厳しい中で、夜間の対応とかあるわけで、結構大変な仕事だなと思っておりました。そこで、ぜひハードの問題から職員の処遇を応援するような配慮をいっぱいしていただきたいなと思っております。いろいろラジカセを置いて、それを食べるとかということがあって、上のほうに乗っけていたり大変なのです。そんなことも含めた、入っている方、それから職員に対しても便宜のある施設にしていきたいと思いますという要望して終わります。

○喜多正敏委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定い

たしました。

議案第 104 号岩手県立療育センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについての審査に先立ち、委員会条例第 15 条の規定により、副委員長と交代させていただきます。

〔喜多正敏委員長退室、後藤完副委員長、委員長席に着席〕

○後藤完副委員長 次に、議案第 104 号岩手県立療育センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○朽木障がい保健福祉課総括課長 議案（その 4）、32 ページをお開き願います。議案第 104 号岩手県立療育センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて御説明を申し上げます。便宜お手元の資料により御説明をいたします。

まず、1 の議案提案の趣旨であります。平成 24 年 4 月 1 日からの岩手県立療育センターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、2 の議決を求める内容であります。岩手県立療育センターの指定管理者として、社会福祉法人岩手県社会福祉事業団を指定しようとするものであり、指定の期間は平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 5 年間とするものであります。

次に、3 の管理運営の状況であります。本施設は平成 18 年度まで都南の園として児童福祉法に基づく肢体不自由児施設などを県が直営で運営しているところですが、児童精神科や相談支援部門などの機能強化を図り、平成 19 年度から岩手県立療育センターに再編し、あわせて指定管理者制度を導入したところであります。現在までの運営状況については、特に外来診療、発達障害者支援センターなどを中心に大幅に利用者の増加が図られており、本県の療育支援の中核施設として安定した運営のもとに優良なサービスが提供されております。

次に、4 の次期指定管理期間の運営方針であります。現行のサービス水準を維持しつつ、来年度から進める新たな療育センターの改築整備を見据え、超重症児への入所支援の拡充、医師の増による診療体制の強化及び肢体不自由児や重症心身障がい児者の通園定員の増の三つ取り組みを段階的に進め、障がい児の療育支援の中核的な拠点として、さらなる機能強化を図っていきたくと考えております。資料裏面になりますが、このため、職員の人員体制を現行の 120 名から、平成 28 年度までに 161 名体制とする考えであります。これに伴い、指定管理料総額については 16 億 8,600 万円、医師などの県派遣職員給与を含めた県財政負担総額は 26 億 5,100 万円と見込んでおります。指定管理料総額につきましては、入院者数及び外来診療者数の増加による収入増が見込まれるものの体制強化のための人件費の増額などにより現指定管理期間よりも 1 億 9,000 万円ほど増額と見込んでおります。この増額につきましては、超重症児等の入所受け入れが開始される平成 26 年度までの一時的なものと考えておまして、診療報酬等の増額が見込まれる平成 28 年度には指定管理料額が現行水準まで低下すると試算をしております。また、県財政負担総額につきましては、

県派遣職員数が減となる見込みから、現指定管理期間より1億200万円の減額になると見込んでおります。

次に、5の指定管理者候補者の選定方法であります。外部有識者や療育センター利用者の家族により構成される岩手県立療育センター指定管理者選定委員会を設置し、審議、選定したところでございます。

6の候補者選定までの経緯であります。第1回指定管理者選定委員会において、次期指定管理期間の運営方針等について御承認をいただき、平成23年12月21日から平成24年1月20日にかけて公募したところであります。その結果、社会福祉法人岩手県社会福祉事業団から申請があり、同月26日の第2回指定管理者選定委員会において審査、選定したところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○**後藤完副委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**関根敏伸委員** 1点だけお伺いします。

これから体制強化、充実が図られるということで、資料にも、御説明にもありました。まことによろしいことだと思っております。片側では指定管理料総額は増加しますけれども、県派遣職員の給与含めた県財政の負担額は減るということでございます。県の財政から見れば減ることにこしたことはないのですが、体制の拡充が図られる中で、指定管理料がふえるのはそのとおりだと思いますが、逆に職員派遣が減ることが理由にあるようですが、この体制拡充とあわせたものと整合性がとれるか若干不安があるのですけれども、その辺大丈夫なのかなということでございます。頑張っているというのとはよくわかるのですが、逆にその辺の見込みを教えてください。

○**朽木障がい保健福祉課総括課長** 現在県のほうで職員派遣している方々、特に看護師を中心にした医療系の方々が多いわけですけれども、年齢的にちょっと高い方が多いと、そういう方々がだんだん抜けていくことによって、総額としては減ってくるわけですけれども、新たに指定管理者のほうで県派遣職員が抜けた分を新たにプロパー職員として採用していくということになります。そのことによって全体的に処遇レベルが下がるかといえば、きちんと医療の看護の中心になる部分、それからドクターの部分とか、そういったところは県派遣と引き続きなっておりますので、全体的に処遇技術の低下が起こるということは考えておりません。

○**飯澤匡委員** 指摘をしながら質問したいと思います。

ただいま説明があったとおり、これからサービスの水準をさらに上げるという話でありました。これは大変結構なことだと思っております。それで、これだけの施設を維持するということについて、指定管理者制度について1団体から申請の申し出があったと、社会福祉事業団でございまして。それで、やはりこれに手を挙げるところというのはなかなかないのだろうと思うわけです。この社会福祉事業団が悪いということではなくて、こういう特殊といいますか、非常に大変高度な、そしてまた多岐にわたる人材を確保しなければ

ならないという部分において、果たして県の指定管理者制度でいいのかどうかというような基本的な問題提起をしたいと思うわけです。ただいま関根委員からも県の職員に対する質問がございましたが、その点についてどのような認識かと問われても大変酷な質問かと思うわけですが、まずそれをお伺いしたいのと、それから代表質問でどなたか取り上げていらっしやいましたけれども、このサービスを受けている方々、サービスと申しますか、受けている方々が雫石のリハビリテーションセンターとリンクしないのでは、これは統合施設とするのは非常におぞましいのではないかという意見がございます。その点についていかなる御見解かお聞きしたいと思います。まずその2点。

○小田島保健福祉部長 2点お尋ねがございました。

確かに療育センターの機能はかなり高度ないろんな技術も必要でございますし、これからの整備に向けまして、さらに重症事例の対応ですとか、あるいはさまざまな形での機能拡充等も図っていかねばならない、そういうことを見据えて指定管理をすることになるわけでございますが、社会福祉事業団について申しますと、今までの行ってきた指定管理者としてのさまざまなノウハウ、そういうものを持ちながら、それを生かした形で自立性というか、公が行うよりは民間としてのよさを生かしながらできるという指定管理のメリットも生かしてきておったわけでございまして、そういうよさを指定管理者制度の中で生かせるものと判断いたしまして、今回もこの指定管理者制度を採用したわけでございます。できればこの一施設ばかりではなくて、そういう施設がほかにもいろいろあって、そういう中で競いながら決定できればよかったですのですが、本県の場合はこの事業団、1施設だけだと、こういうことでございます。

それから、2点目のお尋ねでありますけれども、雫石のリハビリテーションセンターとの連携というお話がございました。確かに資料の1枚目のところでは重症心身障がい児の関係についていろいろ書かれておるわけですが、者の施設について、入所施設が30名ありますが、そのほかにいろんな回復期のケアをする方々も含めると大体60人ぐらいのケアをしていくこととなります。その在宅の方々のフォロー等については、リハビリテーションセンターとの連携のもとに行っていく必要はあると考えております。そういう連携の仕方については、今後のさまざまな検討の中で、あり方を決めていきたいと考えておりました。リハビリテーションの今後のあり方については部内でも検討組織を設けているところでございまして、そういう中で連携のありようについても検討してまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 ちょっとここで核心的な部分まで聞くといろいろ苦しい面も出てくるのだなと思って聞いておるのですが、いずれ非常に専門性が高いですし、これからよりよくするために、私は一回もう一度立ちどまって直営でやるやり方が果たしてどうなのかと、都南の園でやった実績もございまして、指定管理者制度そのものがこうしたものに当てはまるかどうか、これは保健福祉部だけではなくて県庁全体の中でその指定管理者制度を当てはめるもの自体について、私は検討する必要があるのだろうと思います。

指摘をされている中に、さっき言ったリハビリテーションセンターとのリンク、それから移転新築についても現在とまっていると申しますか、なかなか前に進まない状況だと聞いております。ですから、やはりより機能を高める、そして限られた人的資源を有効に使うためにも、やはりリハビリテーションセンターとのさまざまな連携、先ほど答弁がありましたけれども、ぜひそこら辺の本質をとらえて進んでいただきたいと思います。どうもやはり大きな行政体になってしまうとあれもこれもというような部分もなきにしもあらずで、結局現場に入っている方々が苦勞なさっているという状況も散見されますので、しっかりとそこは検証をして、今後前に進めるところは進めていただきたいと思います。この点については、私たちの会派も注目をしながら、これからもやってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○後藤完副委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤完副委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤完副委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤完副委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

〔後藤完副委員長、委員席に着席、喜多正敏委員長入室、委員長席に着席〕

○喜多正敏委員長 以上をもって保健福祉部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○木村幸弘委員 1点だけ済みません。本会議の一般質問でも質疑されておりましたけれども、県南地区における子供たちの健康影響調査の関係で、3月上旬にその結果については公表したいという答弁をいただいているわけですが、いよいよきょうから3月という意味では、その上旬の枠組みの中に入っているわけですが、今持っている情報というか、状況の中で、公表に向けての具体的な予定というか、その辺の考え方はどうなのかということです。折しも今こうして議会が開催されておりますし、来週からは予算特別委員会も始まります。そういう意味で言うと、関係する審査案件に入る前にはぜひ一定の方向なり、結果が示されてよいのではないかと思いますので、どうでしょうか。

○小田島保健福祉部長 一般質問の中で3月上旬をめどに結果を公表するとお答えをしておりましたが、具体的にはあす岩手県放射線内部被ばく健康影響調査有識者会議第2回目の会議が開催されることとなりました。あすこの放射線の健康影響調査の結果についてと、それから結果の評価、これらについてお諮りすることといたしてございます。この結果

につきましては、委員も含め公表したいと考えております。

○喜多正敏委員長 ほかになれば、これをもって保健福祉部関係の審査を終わります。

この際、3時5分まで休憩したいと思います。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、医療局から花泉診療所に係る対応等について発言を求められておりますので、これを許します。

○大槻経営管理課総括課長 それでは、お手元のほうに花泉診療所に係る対応等についてという資料を用意させていただきましたので、これにつきまして御説明を申し上げたいと思います。

経過から書いてございますが、この経過につきましては、各委員の皆様方に、相手方に対して解除通知を発出した後の状況ということでまとめさせていただいてございます。それで、2月2日のところからでございますけれども、2月2日に医療局と、それから医療法人白光事務局、それから社会福祉法人七星会事務局との面談を行ってございます。この辺のところから双方で弁護士を代理人として立てまして、明け渡しとか、賃貸料、それから医療機器等代金の清算方法等について協議しているところでございます。

2のところに移ってございますけれども、未納額といたしましては賃貸料について現在、これは白光との関係でございますと、賃貸料 274 万 1,378 円、それから医療機器の売買代金について 1,002 万 810 円となっております。

それから、3番のところでは社会福祉法人七星会との交渉概要等でございますけれども、賃貸借契約の解除通知を受けまして、2月14日に理事会を開催してございます。3月31日までに施設の明け渡しを行うとともに特別養護老人ホームの事業継承先の選定を一関市及び関係団体のほうに依頼することが決定されてございます。この決定後に、2月17日でございますけれども、事業継承先の選定について、法人から一関市に対して依頼がなされたところでございます。

それから、経過のところでは時系列的に申し上げますと、2月21日、22日のところになりますが、この日を使いまして、私どものほうから花泉診療所のほうにお邪魔いたしまして、施設設備等についての現地確認を行い、診療所の引き継ぎ等に向けましての所要の準備を進めているところでございます。

それから、行ったり来たりして申しわけございません。3番のポツの三つ目でございます。七星会のほうの関係でございますけれども、どちらの方も弁護士を代理人として賃貸料の清算方法について協議をしているところでございます。未納額につきましては、賃貸料について 211 万円ほどとなっております。

それから、2月23日のところでございますけれども、両磐ブロックの高齢者福祉協議会理事長会議というものが開催されてございます。特別養護老人ホーム等を運営されている

両磐ブロックの理事長にお集まりいただいている会議でございますが、これにつきまして2月23日に開催されまして、協議が行われたということでございます。一関市のほうから事業の継承先の選定について基本的な考え方、対応の御説明をしていたということでございまして、各法人のほうでは、そういった話を受けまして、お持ち帰りの上、検討されているということでございます。これを受けまして、私どものほうでも2月24日に一関市のほうにお伺いいたしまして、いろいろとその状況等々について伺ったところでございまして、一関市のほうでは事業継承の意向を持つ法人の最終的な意思表示を踏まえまして、継承先について選定する方針と、3月上旬までには決定したいという意向でございました。

私どものほうからは事業継承先の賃貸借料等の条件、こういったものについて医療局としての基本的な考えをお示しさせていただきました。

今後の対応でございますけれども、明け渡し、それから賃貸料等の清算方法については、現在弁護士を代理人として話し合いを継続しているところでございます。それと並行いたしまして、医療局といたしまして、無床診療所の開設に向けての準備を引き続き進めているところでございます。

それから、社会福祉法人七星会につきましては、賃貸料の清算方法について、これも弁護士を代理人とした格好で話し合いを継続しているということにしておりますし、それから特別養護老人ホームの事業継承につきましては、今一関市のほうでいろいろと対応を協議しているところでございますので、引き続き一関市と相談しながら対応をさせていただきたいと考えてございます。

これまでの経過ということで御説明を申し上げました。なお、この資料でございますけれども、委員会終了後でございますが、各会派のほうにお邪魔いたしまして、各議員には配付する予定としてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○喜多正敏委員長 ただいまの報告に対して何かありませんか。

○及川幸子委員 やっぱり問題は、社会福祉法人七星会に入居なさっている方は今何人とおっしゃいましたか、その方々に対して、御家族に対してもこの後どうなるのだよという部分について、やっぱり説明をして対応することが一番だと思うのです。ちょっとその状況をお知らせいただきたいと思います。

○大槻経営管理課総括課長 七星会、法人のほうといたしましては、今のところは事業継承ということで理事会のほうで決定はいたして、それにつきまして一関市のほうにお願いをするというような格好になってございますけれども、その継承先が今協議中ということもございまして——一関市のほうに要請した文書の中でも入居者の方々に御迷惑かけないような格好での承継をお願いするという文章になってございました。具体的に御家族の方々のほうにいつそれどのような格好でお話をしているかということについては、詳細承知してございませんけれども、いずれ御迷惑かけないような格好で対応していくと伺ってございます。

○及川幸子委員 何人ですか。

○大槻経営管理課総括課長 直近のところはちょっと把握してございませんけれども、29人ほどで、ほぼ満床と伺っています。

○及川幸子委員 もう3月なのでよね、3月末までということですので、一関市と協議をしているのはわかるのですけれども、いずれ即入るところがないと困ると思うのです。ですから、市との協議の中でどここのホームに入所できるとか、そういう目安をつけておかないと大変だなと思うところから聞いたのですが、その辺のところはしっかりなさっているのですか。

○大槻経営管理課総括課長 これは今後の交渉の部分もあろうかとは思いますが、基本的には運営する法人が変わるとしても、現在の施設の中で、例えばどこかに転居するというようなことがないような格好で対応させていただくということを基本に考えてはございます。

○及川幸子委員 わかりました。

○神崎浩之委員 今及川委員がお話したとおり、2階部分の入所者、家族の心配であります。法人としては、3月いっぱい立ち退くという気持ちがあるように感じるのですけれども、それはそれでいいのかということを確認したいと思います。

それに当たって、もう1カ月もありませんので、本当に4月1日から新しい主体が継続できるのかどうか、法人との交渉、それからおのおの定款変更等もありますよね。財産の件もありますし、それに間に合うのかどうかという心配があります。そこで、4番の最後の行にも事業の継承については医療局の基本的な考え方を示した。それから、5の最後のほうにも特別養護老人ホームの事業継承について、引き続き一関市と相談しながら対応していくということなのですが、どのように県の医療局は、この間に入って行って4月1日までにソフトランディングするような関与の仕方についてちょっとお伺いしたいと思います。

○大槻経営管理課総括課長 継承先がまだ協議中ということもございますので、一関市のほうも3月上旬までには決定したいという意向を持っていらっしゃいます。そういったこともございますので、まだ今の時点では一関市のほうに対して、当方としてお貸しする場合のある程度の条件、賃料を含めまして、こういったものについての基本的な考えをお示ししている段階ではございますけれども、いずれ新たに承継といたしますか、継承といたしますか、継承するということがある程度、方針ができた時点で、特に入所者の方のこともございますので、一関市とまさに4月以降の対応については具体的に詰めて協議を早急にやっていきたいと考えてございます。

○神崎浩之委員 一関市とよく出てくるのですけれども、一関市は一関市が主体となって、そして指定管理者とかでどこかの法人に頼むというような気持ちなのか、それともそこまでやるつもりはなくて、近隣で、この両磐ブロックの中でやる法人があるのであれば、そのままその法人に引き継ぐという考えなのか。

それからもう一つ、七星会としては3月いっぱい立ちのくというような意向でいいのかどうか、もう一度確認させてください。

○大槻経営管理課総括課長 これは、24日の一関市の御担当の方のお話の中での感じでございますけれども、両磐の高齢者福祉協議会の理事長会のほうに御出席をされた上でいろいろ御説明をしたというお話の中から伺いますと、基本的には両磐地区の中の法人のほう引き継ぐという道を第一には探っておるのかなと考えてございます。それから、その協議の中で、先ほど委員がおっしゃったような格好も選択肢としてあるのかどうか、そこまではまだ確認はいたしてございません。

それから、七星会が引き渡すということについて、基本的にどうなのだというお話でございますけれども、私どもといたしましては2月14日に行われました理事会において、いずれ3月31日といたしますか、3月で別なところに引き継いだ上で撤退するというような格好で、そのことについて一関市のほうに御依頼をするというところまで議決をされているということですので、その部分は理事会の議決ということですので、そのようにやっていただけるものと考えてございます。

○神崎浩之委員 通常であれば、1カ月以内の間に定款変更してだとか、それから県の指定を含め、社会福祉法人、それから指定介護老人福祉施設とか、さまざまな許認可のことがあるのですが、通常であればなかなか間に合わないと思うのですけれども、もし仮にこの話が延びて、4月1日スタートができない場合は、場合はなんて聞くと、仮定には答えられませんと言われるかもしれませんが、場合はもう近づいているからね。そうした場合はどうしていくのか、あと1カ月ないので、その腹づもりをちょっと聞きたいです。

○大槻経営管理課総括課長 仮定の話ということでございますけれども、いずれそのようにならないように一生懸命努力はさせていただきますと思っております。

それで、万やむを得ないといいますか、そういったことも想定しないわけにはいかないわけでございますけれども、そういった場合でも基本的には先ほども御答弁申し上げましたが、入所されている方の迷惑にできるだけならないような格好で、これはまさに、例えばどこかの施設のほうに移るとか、そういうことがないような方向では少なくともやっていかなければならないと思います。

○大槻経営管理課総括課長 そのためには、やっぱり受け入れ側の環境を整えていかなければだめだと思うのです。この事業継承とか、一関市との協議とかの話の中で、滞納の分がありますよね、それを新しく引き受けるであろうと検討している法人については、その辺についてはどういう取り扱いになっていくのか、それから七星会がやってきたわけなのですが、当然その借入れとか、負債もあると思うのですけれども、法人というような事業継承ということになれば、どのような話し合いになっているのかということですよ。事業継承のためには両磐ブロックの中の社会福祉法人が数カ所検討しているという一般質問の答弁にもあったわけなのですけれども、その中でも負債をどうするかとか、借金どうするかということがかかわってくると思うのですけれども、そういうようなことの事業継

承について県なり、医療局は入って行って、煮詰めていかなければならないと思うのですが、その辺についてはどのようなになっているのでしょうか。

○大槻経営管理課総括課長 23日の高齢者福祉協議会の理事長会の際には、七星会のほうも出席されてございましたので、いわゆる滞納分の話、それから借入金等々の話についてもお話はされたようでございます。それを受けた格好で、各法人のほうでいろいろと御検討されている最中だと考えてございますけれども、実際にそういった部分を考慮した上で、ある程度一定の方向、どちらかの法人のほうで引き受けるというような格好でなっていくのであれば、その意思表示を待った格好で、うちのほうでもそういった部分について、いろいろと御相談の中で入っていきたいなと考えてございます。

○神崎浩之委員 1カ月ないという話の中でありましてけれども、一般的に考えれば29床の老人ホームというのは余り経営上メリットがないと言われております。ただし、入所者も100%入っているし、それから危惧される職員も入っているしということなので引き受けやすいということもあるとは思いますが、問題は借金の部分をどうしていくのかということとところがやっぱり法人の考えがあると思うのですが、それらについてももう少し踏み込んで入って行って調整して、何とか4月1日までに間に合うように頑張っていただきたいと思っております。

○飯澤匡委員 ただいまの神崎委員の質疑にも関連するわけですが、社会福祉法人の事業運営については、県の基金事業で行っている部分があるはずですが、この中途の事業主体の変更手続について、これは本当に先ほども指摘がありますけれども、4月1日に間に合うのかどうかという点について、その手続について詳細ちょっと御説明を願いたいと思っております。

○小田原地域福祉課総括課長 これまでの経緯を踏まえながら、これまでも県南広域振興局と私どもと七星会、社会福祉法人に対して諸手続の適正な処理ができるように助言指導してきたところでございます。その中で、今後の推移を見守りながら4月1日の入所者と、事務処理の円滑な継承につきまして指導、助言していきたいということで考えています。

また、七星会においては、事業を実施しないことになるかもしれないということもございまして、こういったことについても助言指導してまいります。

各種事業に係る手続、介護保険の関係とか届け出、それから補助金返還、こういったことに対して適切な処理ができるように指導してまいります。

○岡村長寿社会課総括課長 関連する具体的な手続でございますが、社会福祉法人では七星会のほうで事業のほうは廃止するわけでございますので、定款変更あるいは法人の解散、それに伴う関連の手続が生じると思われまして。ただ、新たに別な法人が引き受けるのであれば、どちらかといいますと、新たに事業開始するほうの法人が事業追加の定款変更の手続というのが法人として出てまいりますし、特別養護老人ホームの手続については、老人福祉法で新たに施設設置の認可の手続が生じます。それから、あわせまして介護保険法の事業者指定の手続というものが、これは一関地区広域になると思っておりますが、こちらの行政

事務組合のほうの指定の手続というものが生じます。それと裏腹で七星会のほうでは、施設の廃止認可の処理と、それから事業の介護保険法上の事業の辞退の届というか、そういう取り扱いになるのですが、通常であればそういうものが新しく別な施設ができるとか、外に移るといふものであれば1カ月未満では到底そういうことはできないわけですが、仮に現在の施設をそのまま使って、法人同士の協議が円滑に進むものであれば——通常であれば全然違う職員を、これから新たに雇うということは時間的にも処遇の継続性ということを考えてもできるだけとっていただいて、処遇に当たっていただくというのが適切でございますので、現在の設備、それからスタッフも継承するというような協議が円滑に進めば、仮に1カ月切った時点でも——書類をつくったり、そういうことがありますので、1週間では幾ら何でも無理だと思いますが——半月ちょっとあれば大体そこら辺までは両者合意のもとであればそういう手続は可能ではないかと見込んでいるところでございます。

○飯澤匡委員 患者の立場に立って見ればという視点から考えれば、それはありがたいことだと思います。それはそれでいいのですが、それで翻って考えてみますと、要は福祉施設と、それから有床診療所ということの一体化がすなわち今後の新しい地域医療に資するものだと、これがうたい文句でありましたね。それが事業者の都合により、医療法人のほうで撤退せざるを得なくなったと、これは一体契約だから、すなわちこれは出て行ってくださいということになるろうかと思うのですが、要は県の思惑どおりにならなかったと。入所者のことを考えれば2階部分は、新たな事業者が入ってくると。2月議会に提案されている、今度は当初の予定どおり無床の診療所が花泉地域においてはできますよと。かなりの時間とエネルギーを消化して、2階部分はまた別の法人がこの経営主体にかかると。非常に残念な結果と。結局県の医療局がもくろんでいた目的はほとんど達しなかったということになるわけですね。このことに対して、何回もコメントは寄せていただいているわけですが、非常に残念だと思っているわけですが、地域の方々もね。今事務方の作業を続けながら、残務処理で大変な御努力を重ねていると思いますけれども。これはなぜそんなことを言うかという、次に続く、やはり沼宮内病院であれ、そういう方々がまた新たな展開をやったときに、おい何だと、県は結構真顔になってやったけれども、こういう結果になるのかというような思いで、前に進む人たちも非常にたじろんでしまうというような状況になるのだらうと思うのです。

やはり私たちは12月議会で言ったように、この結果はやはり真摯にしっかり検証して、次につなげるものを県民に示すべきだと思うのです。そうしなければ、これはちょっと相手の都合が悪かったし——ちょっと気になるのは、一関市と協議を重ねて、私もこの間一般質問で言ったけれども、何回一関市出てきたかと、でも結局かなりドライブかけてやったのは県側というのは間違いないわけで、その点について県は主体性を持ってやったということ、自信を持ってやったと思うのだけれども、結果としてこうなったのだということについて、やっぱり私は今後検証作業を進めるということなのですからけれども、私のしゃべ

っていることについて御所見をお伺いしたいと思います。

○遠藤医療局長 委員御指摘のとおり、福祉、介護と医療、連携した運営ということで、今回の民間移管の中で、それも一つの効果といたしますか、目的の言うところで移管などを進めてきた経緯がございます。しかしながら、今般のような事態に至っているということにつきましては、まことに残念な結果になっているということでございます。今日高齢化もこれだけ進んでいる中で、医療と介護、そういった形の連携した形のサービスといたしますか、提供というのは、やはり今後ともより必要になるのだろうと思っております。

今後民間移管等予想されるところもでございますので、いずれどういったところに課題等があったのか、今後きちっと検証した上で、次のまたそういうものが出た場合に、任せられるように検討してまいりたいと思います。

○喜多正敏委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 それでは、ほかになければ、これをもって医療局からの報告を終了いたします。

保健福祉部の皆様は御苦労さまでした。

執行部入れかえのため、若干お待ちください。

次に、医療局関係の議案の審査を行います。議案第 77 号平成 23 年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木医療局次長 平成 23 年度岩手県立病院等事業会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案（その 3）の 67 ページをお開き願います。議案第 77 号平成 23 年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第 1 号）ですが、これは現時点における年間収支の見通しに基づき予算の過不足を調整しようとするものです。

まず、第 2 条の業務の予定量についてですが、患者数につきましては、震災の影響や医療連携の推進などにより入院、外来ともに減少傾向が続いているため、年間延べ患者数を入院は 136 万人、外来は 208 万 2,000 人とそれぞれ見込むものです。

第 3 条の収益的収入及び支出と、次の 68 ページの第 4 条、資本的収入及び支出につきましては、後ほど予算に関する説明書により御説明申し上げます。69 ページにまいりまして、第 5 条の債務負担行為につきましては、建設改良費の補正に伴い所要の調整を行うものです。

第 6 条、企業債につきましては後ほど予算に関する説明書により御説明申し上げます。

第 7 条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び第 8 条のたな卸資産購入限度額につきましては、それぞれ給与費及び材料費等の補正に伴い所要の調整を行うものです。

それでは、恐れ入ります、予算に関する説明書の 339 ページをお開き願います。補正予算の実施計画につきまして御説明申し上げます。初めに、収益的収入及び支出についてで

す。収入ですが、第1款病院事業収益、第1項医業収益、1目入院収益20億7,300万円余の減額及び2目外来収益5億7,000万円余の増額は、震災の影響等による患者数の減少を見込む一方で、上位の施設基準取得などにより患者1人1日当たり収益の増加を見込むものであります。

3目その他医業収益1億9,800万円余の増額は、一般会計負担金の救急医療の確保に要する経費について繰入額の算定単価が増額になったことなどによるものです。

第2項医業外収益、2目補助金1億1,900万円余の増額は、救命救急センター運営事業費補助金等の受け入れなどによるものです。

3目負担金交付金2億8,400万円余の増額は基礎年金拠出金の負担率の引き上げなどに伴う一般会計負担金の増額によるものです。

340ページをお開き願います。支出ですが、第1款病院事業費用、第1項医業費用、1目給与費4億7,600万円余の増額は、医師の処遇改善に伴う手当の増額などによるものです。

2目材料費7億5,000万円余の減額は、患者数の減少に伴う薬品の使用量の減少などによるものです。

3目経費3億9,200万円余の減額は、震災の影響による事業量の減少により委託料が見込みを下回ったことなどによるものです。

次の341ページにまいりまして、第4項特別損失15億8,300万円余の増額は、被災した病院の建物に係る除却損などを計上するものです。この結果、平成23年度の収支は当初予算に対しまして、16億7,200万円余悪化し、補正後の純損失を15億5,500万円余と見込むものです。

続いて、342ページをお開きください。資本的収入及び支出につきまして御説明申し上げます。収入ですが、第1款資本的収入第1項企業債4億円の増額は、利息負担の軽減を図るための公的資金の繰上償還に充てる企業債の借入れなどによるものです。

第4項補助金6億4,800万円余の増額は、仮設診療施設整備のための被災県立病院医療提供体制確保事業費補助金等の受け入れなどによるものです。

第5項他会計からの長期借入金30億円の増額は、近年の欠損金の増加や企業債の償還額の増加、震災の影響で収益の確保が図られないことなどにより資金収支について極めて厳しい状況が続いており、今年度末において資金残高が不足する懸念がありますことから、今年度末に償還時期を迎える一般会計からの長期借入金について再度借入れを行おうとするものです。

343ページにまいりまして支出ですが、第1款資本的支出、第1項建設改良費、2目建物費8,600万円余の増額及び3目医療器械費1億4,800万円余の減額は事業費の精査などの所要の調整を図るものです。

344ページをお開き願います。第2項企業債償還金9億6,500万円余の増額は公的資金の繰上償還などによるものです。

345ページ以降の資金変更計画、給与費明細書等につきましては、ただいま御説明申し上げ

げました予算の補正に伴う変更あるいは補正内容の明細等でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって医療局関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 なければ、これをもって医療局関係の審査を終わります。

医療局の皆様は御苦労さまでした。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。